

平成 3 0 年川西町議会

第 4 回定例会会議録

開会 平成 3 0 年 1 2 月 1 0 日

閉会 平成 3 0 年 1 2 月 2 1 日

平成 3 0 年川西町議会
第 4 回定例会会議録

(第 1 号)

平成 3 0 年 1 2 月 1 0 日

川西町議会第4回定例会（議事日程）

平成30年12月10日（月）午前10時00分 開会

日 程	議案番号	件 名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		会期の決定
第 3	報告第 12 号	諸報告 定期監査報告について
第 4	議案第 51 号	平成 30 年度川西町一般会計補正予算(第 5 回)について
第 5	議案第 52 号	平成 30 年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について
第 6	議案第 53 号	平成 30 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第 7	議案第 54 号	平成 30 年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について
第 8	議案第 55 号	平成 30 年度川西町水道事業会計補正予算(第 1 回)について
第 9	議案第 56 号	平成 30 年度川西町下水道事業会計補正予算(第 2 回)について
第 10	議案第 57 号	川西町子ども医療費助成条例の一部改正について
第 11	議案第 58 号	川西町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について
第 12	議案第 59 号	川西町心身障害者医療費助成条例の一部改正について
第 13	同意第 7 号	川西町教育委員会委員の任命について

(午前10時00分 開会)

議長 (石田三郎君) 皆さん、おはようございます。

これより平成30年川西町議会第4回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町長 (竹村匡正君) 議員の皆様、おはようございます。

本日ここに、平成30年川西町議会第4回定例会を開催いたしましたところ、議員各位には、公私何かと御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

また、平素より町政運営に関しまして格別の御理解、御協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会に提案いたしておりますのは、平成30年度一般会計、特別会計、事業会計補正予算6件、条例の一部改正案3件、人事同意案1件の合計10案件で、以上につきまして御審議をお願いするものでございます。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、議会開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 (石田三郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番 伊藤彰夫君及び6番 今村榮一君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より21日までの12日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (石田三郎君) 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より21日までの12日間と決定いたします。

日程第3、諸報告に入ります。

行政報告として、報告第12号、平成30年9月から平成30年11月期までの例月出納検査の結果報告が提出されておりますので、西田監査委員より報告を求めます。

西田監査委員。

監査委員 (西田亜希子君) 監査報告。

平成30年9月から平成30年11月期に実施いたしました例月監査の結果を御報告申し上げます。

松本監査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公

営企業法第27条の2第1項の規定により、平成30年度の川西町一般会計及び特別会計並びに企業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、会計管理者並びに水道部長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などについては、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、ここに御報告申し上げます。

平成30年12月10日

監査委員 西田 亜希子

議長（石田三郎君） 監査報告が終わりましたので、これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第4、議案第51号、平成30年度川西町一般会計補正予算についてより、日程第13、同意第7号、川西町教育委員会委員の任命についての各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しております関係上、各位におかれましては熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思いますと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石田三郎君） 異議なしと認め、議案の朗読を省略いたします。

お諮りいたします。

日程第4、議案第51号、平成30年度川西町一般会計補正予算についてより、日程第12、議案第59号、川西町心身障害者医療費助成条例の一部改正についての各議案9件を一括上程したいと思いますと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石田三郎君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町議長（竹村匡正君） それでは、今議会に上程いたしました議案等の提案要旨について御説明いたします。

議案第51号から議案第59号までの平成30年度の一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険事業勘定特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の補正予算及び条例の改正等について御説明いたします。

まず、議案第51号、平成30年度川西町一般会計補正予算についてでございます。

3.歳出の部でございます。11ページをお開きください。

款2.総務費から15ページ款8.教育費までの職員手当につきましては、年度途中での職員の退職等により、当初目標としておりました時間外勤務

時間以内での業務執行が困難なこととなったことに伴い、時間外勤務手当が増える見込みのため、人件費として総額427万8,000円の増額をお願いするものでございます。

その他人件費以外につきましては、款2.総務費 項1.総務管理費 目3.財産管理費におきまして、公用車の購入に係る財源補正を行うものでございます。続きまして、項4.選挙費 目2.統一地方選挙費の経費として464万3,000円の増額をお願いするものでございます。主に選挙立会人の報酬や投開票に係る人件費及びポスター掲示場の設置経費などでございます。総務費の合計につきまして、人件費と合わせまして718万5,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、12ページに移りまして、款3.民生費 項1.社会福祉費 目1.社会福祉総務費におきましては、障害関係給付費の増加に伴う負担金1,077万6,000円、前年度の障害福祉関係の国庫及び県費の負担金、補助金の精算によります返還金86万4,000円、人件費の増による国民健康保険特別会計への繰出金として88万9,000円の増、介護保険に係る認定調査員の配置増に伴う介護保険事業勘定特別会計への繰出金として64万円の増、目4.福祉医療費においては、前年度の福祉医療費の精算に伴う県補助金の返還金23万6,000円の増、目5.国民健康保険医療助成費においては、国保基盤安定事業の国及び県負担の増減に伴う国民健康保険特別会計への繰出金452万5,000円の増、目7.後期高齢者医療費においては、29年度精算に伴う後期高齢者医療給付費市町村負担金の632万6,000円及び同特別会計への繰出金7万2,000円の増、13ページに移りまして、項2.児童福祉費におきましては、29年度の国及び県の負担金・補助金の精算に伴う返還金として1,081万2,000円の増、民生費の合計といたしまして、人件費と合わせまして3,586万7,000円の増額をお願いするものでございます。

款4.衛生費 項1.保健衛生費 目1.保健衛生総務費において、上水道の石綿管更新事業に係る一般会計からの負担金の増50万円、続きまして、項2.清掃費 目1.清掃総務費において、排ガス規制適用の変更に伴い、廃棄物処理用ダンプの購入を延期したことによる605万8,000円の減額及びごみ処理負担経費のうち広域塵芥処理費38万1,000円の増額をお願いするものでございます。衛生費の合計といたしまして517万7,000円の減額をお願いするものでございます。

14ページに移りまして、款5.農商工業費におきましては、工業ゾーン用地の先行取得に係り、土地開発公社の財務諸表の作成が必要になったため、会計支援の委託費として64万8,000円の増、農商工業費の合計といたしまして、人件費と合わせまして76万9,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款6.土木費 項3.都市計画費 目1.都市計画総務費において、

駅周辺整備事業に係る町道結崎148号線の法線変更による用地・補償費の増及び公園周辺用地取得の次年度への順延による減並びに東側広場用地の取得による増により1億1,755万5,000円の増、土木費の合計といたしまして、人件費と合わせまして1億1,837万7,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款7.消防費におきましては、消防団員の退職に係る報償金の増額35万8,000円をお願いするものでございます。

次に、15ページに移りまして、款8.教育費 項1.教育総務費 目3.教育振興費におきまして、中学校の新入学に係る就学援助費を早期に執行できるようにするため、55万7,000円の増、続きまして、項7.保健体育費 目2.体育施設費におきまして、中央体育館の避難所対策設備の設計変更に係り、84万1,000円の増、唐院運動公園屋内運動場のゲートボール場附属設備の修理工事費32万円の増、教育費の合計といたしまして、人件費と合わせまして178万4,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款10.諸支出金 項1.諸費 目1.諸費におきまして、普通交付税の額の決定に伴う中学校費の三宅町還付分47万3,000円の増額をお願いするものでございます。

8ページにお戻りください。2.歳入の部でございます。

款9.地方交付税におきまして、普通交付税の額の決定に伴い、4,666万6,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款13.国庫支出金 項1.国庫負担金におきまして、障害関係給付国庫負担金の増及び国民健康保険基盤安定に係る国庫負担金の減、差し引き538万5,000円の増額、項2.国庫補助金におきまして、結崎駅駅舎の詳細設計費のうち国庫補助対象となる改札、待合室分の設計額の減額が判明したことにより、対象となる社会資本整備総合交付金824万4,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、款14.県支出金 項1.県負担金におきまして、障害関係給付及び国民健康保険医療費助成に係る県負担金609万円の増、9ページに移りまして、項2.県補助金におきまして、福祉医療費補助金の過年度分として42万円の増、項3.委託金におきまして、来年3月に告示される統一地方選に係る選挙委託金の増及び市町村事務処理交付金の確定による減、差し引き446万1,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款19.諸収入におきまして、消防団員等公務災害補償共済基金から歳出で申しあげました消防団員の退職報償金35万8,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款20.町債 項1.町債 目1.総務債におきまして、低公害仕様の公用車を導入することにより、地域活性化事業債の適用が可能となりましたので、630万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、9ページから10ページにかけての目2.衛生債におきまして、歳出で申し上げました上水・石綿管事業の増額による一般会計出資債の50万円の増額と、塵芥車の購入延期に伴う一般廃棄物処理事業債の450万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、目3.農商工業債について、起債対象としていた工業ゾーン形成事業の今年度の執行が見込めなくなったため、公共事業等債の420万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、目4.土木債について、これも歳出の部で申し上げました駅前周辺整備事業に対する財源として、地域活性化事業債の1億560万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、目5.教育債について、これも申し上げました中央体育館の避難所対策の設計変更に係り、緊急防災・減災事業債の80万円の増額をお願いするものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ1億5,963万6,000円の増額補正をお願いするもので、これにより、平成30年度川西町一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ52億652万1,000円となります。

次に、議案第52号、平成30年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

5ページをお開きください。3.歳出の部でございます。

款1.総務費におきまして、人件費及び国民健康保険の県単位化に伴う県及び国保連合会に報告する医療費データ等を集計するシステム改修経費、合わせて65万4,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款2.保険給付費 項1.療養諸費におきまして、被保険者の保険受給状況が当初を上回る見込みであることから、1,650万円の増額を、また、項2.高額療養費においても、前年に比べて高額医療を受給している者の入院件数などが増加していることにより、750万円の増額をお願いするものでございます。

次に、款4.保健事業費におきまして、人件費の増により50万5,000円の増額をお願いするものでございます。

4ページにお戻りください。2.歳入の部でございます。

款5.県支出金におきまして、歳出で説明しましたシステム改修費に対する交付金及び療養給付の財源とする普通交付金、合わせて2,427万円の増額をお願いするものでございます。

款7.繰入金 項1.他会計繰入金におきまして、人件費の増及び法定軽減分に係る保険基盤安定負担金の確定により、一般会計繰入金として541万4,000円の増、項2.基金繰入金におきまして、財源の調整といたしまして452万5,000円の減額をお願いするものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ2,515万9,000円の増額補正をお願いするもので、これにより、平成30年度川西町国民健康保険特別会計

予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億1,738万7,000円となります。

次に、議案第53号、平成30年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。

4ページをお開きください。下段の3.歳出の部でございます。

款1.総務費 項1.総務管理費におきましては、人件費の増19万1,000円の増額を、項3.介護認定審査会費におきましては、認定調査員の配置増により44万9,000円の増額をお願いするものでございます。

上段の2.歳入の部でございます。

款8.繰入金におきましては、歳出で御説明いたしました人件費及び認定調査員に係る一般会計からの繰り入れ64万円の増額をお願いするものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ64万円の増額補正をお願いするもので、これにより、平成30年度川西町介護保険事業勘定特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ8億6,434万2,000円となります。

次に、議案第54号、平成30年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。

4ページをお開きください。下段の3.歳出の部でございます。

款1.総務費 項1.総務管理費におきましては、人件費の増7万2,000円の増額をお願いするものでございます。

上段の2.歳入の部でございます。

款4.繰入金におきましては、歳出で説明いたしました人件費に係る一般会計からの繰り入れ7万2,000円の増額をお願いするものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ7万2,000円の増額補正をお願いするもので、これにより、平成30年度川西町後期高齢者医療特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,225万2,000円となります。

次に、議案第55号、平成30年度川西町水道事業会計補正予算についてでございます。

2ページをお開きください。収益的支出でございます。

款1.水道事業費用 項1.営業費用におきまして、人件費の増により40万4,000円の増額、項3.特別損失におきまして、漏水及びメーターの錯誤による還付金として57万8,000円の増額、収益的支出として、合わせて98万2,000円の増額をお願いするものです。

続いて3ページを御覧ください。資本的収入でございます。

款1.資本的収入 項2.工事負担金につきましては、水道老朽管の更新事業の工事額の確定に係り、一般会計負担金50万円の増額をお願いするものでございます。

以上により、収益的支出 第1款水道事業費用は1億9,562万7,000円、資本的収入 第1款資本的収入は593万3,000円となります。

次に、議案第56号、平成30年度川西町下水道事業会計補正予算についてでございます。

3ページをお開きください。収益的支出でございます。

款1.下水道事業費用 項3.特別損失におきましても、漏水及びメーター錯誤による還付分として22万8,000円の増額をお願いするものでございます。

以上により、収益的支出 第1款下水道事業費用は、2億6,815万6,000円となります。

以上が平成30年度補正予算関係でございます。

続きまして、条例の一部改正等、予算外議案について御説明いたします。議案第57号、川西町子ども医療費助成条例の一部改正についてでございます。

2枚目「条例の概要」をお開き願います。

これは、現在償還払い方式となっている当該医療費助成を、小学校入学前の乳幼児に限り現物給付方式に変更するために、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第58号、川西町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正についてでございます。

2枚目の「条例の概要」をお開き願います。

これも、現在償還払い方式となっている当該医療費助成を、未就学児に限り現物給付方式に変更するために、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第59号、川西町心身障害者医療費助成条例の一部改正についてでございます。

2枚目の「条例の概要」をお開き願います。

これにつきましても、現在償還払い方式となっている当該医療費助成を、未就学児に限り現物給付方式に変更するために、条例の一部を改正するものでございます。

これら3条例に係る医療費につきましても、平成31年の8月診療分から現物給付化しようとするものでございます。

以上でございます。何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長（石田三郎君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの議案第51号、平成30年度川西町一般会計補正予算についてより、議案第59号、川西町心身障害者医療費助成条例の一部改正についてまでの議案9件について、各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（石田三郎君） 異議なしと認め、厚生、総務・建設経済各常任委員会に付託いたします。

なお、各委員会の開催は、既に配付しておりますとおりに取り計らいますよう、お願い申し上げます。

次に、日程第13、同意第7号、川西町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） 続きまして、同意第7号、川西町教育委員会委員の任命についてでございます。

同意第7号につきましては、現在、教育委員として就任していただいております松井宏至委員の辞任に伴う後任として、乾道博氏に御就任いただきたく、御同意を願うものでございます。

乾氏は、昭和44年11月28日生まれでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

議 長（石田三郎君） ただいま説明のありました同意第7号について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（石田三郎君） 質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたします。

お諮りいたします。

同意第7号、川西町教育委員会委員 乾道博氏の任命について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（石田三郎君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決しました。

ただいま御同意いただきました川西町教育委員会委員の乾道博氏にお越しいただいておりますので、御挨拶を受けることにいたします。

乾様、どうぞお入りください。

（乾道博君 入場）

教育委員会委員（乾道博君） このたび、川西町の教育委員として務めさせていただきます、乾と申します。よろしくお願いたします。

私も子どもが3人おりまして、上の子が式下中学校、また下の子が川西小学校と、お世話になっております。

また、この期間に私もいろんなことを教育のことで勉強させていただこうと思っておりますので、また御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願いたします。（拍手）

議 長（石田三郎君） ありがとうございます。それでは、乾様、よろしくお願いたします。

(乾 道博君 退場)

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

なお、21日午前10時より再開し、各常任委員会に付託されました各議案について、委員長の報告を求めることにいたします。

また、12日におきましては、一般質問、総括質疑の日となっておりますので、御参集願います。

本日は、どうもありがとうございました。

(午前10時31分 散会)

平成 3 0 年川西町議会
第 4 回定例会会議録

(第 2 号)

平成 3 0 年 1 2 月 1 2 日

川西町議会第4回定例会（議事日程）

平成30年12月12日（水）午前10時00分再開

日程	議案番号	件名
第1		一般質問
第2		総括質疑

(午前10時00分 再開)

議長(石田三郎君) 皆さん、おはようございます。

これより平成30年川西町議会第4回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

それでは、質問通告順により順次質問を許します。

2番 安井知子君。

2番議員(安井知子君) 議長の許可を得まして、質問させていただきます。

1、川西町の固定資産について。

平成30年10月17日に、「統一的な基準」と題し、公会計の財務書類の見方と注意点について学びました。利点は見える化であるとのこと。今までの現金主義(単式簿記)から発生主義(複式簿記)に変えられました。

ここで、見える化された川西町の固定資産台帳の内容を知りたいと思います。今年の決算書にある「土地・建物に関する調書」では、実際の金額がわかりません。土地、建物、備品、車両、他の明細が正式に計算され、決算時にこれらの償却資産分をきちんと繰り入れすることにより、川西町の財政が健全である実態が正確にわかってくると思います。また、保有資産の現在高をいつでも確認できるはず。

しかし、毎年予算書の中で、土地の未登記分の登記費用として1,000万円が計上されています。どれほどの未登記の土地があるのですか。把握されているのですか。未登記分は、町の資産として資産台帳には記載されていないと思います。過去の不手際で残存していると思うのですが、早急に解決されるべきです。不可能ですか。

また、例えば東方自治会が100万円で購入した空き家を更地にし、役場に寄附した後、駐車場にする予定の土地175.21平方メートルは、評価額297万4,524円ですが、購入価格と評価額、どちらの価格で記帳・計算されるのですか。もし評価額でならば、資産台帳があらわす数値は誇張されたものになりませんか。また、その反対も発生するのでは。

私たち住民は、できるだけ正確な川西町の資産高と明細を知りたいのです。

2、川西こども園の来年度募集に関し。

11月16日、川西こども園の来年度募集が締め切られました。特に2歳児募集につきお尋ねします。

定員は15名とのこと。今回22名の応募がありました。ところが、内部(1歳児)児童15名が優先的に進級するため、結果、外部からはゼロ名です。しかし、プラス何人かのみ、園にお願いし、入園ができるとのこと。では、残りの児童はどこへ。成和保育園を勧めているとのこと。

そこで、私は、「成和保育園は入園希望者が少ないと聞くが」と質問したところ、「そうなんです。私もいろいろ聞いています」と、行政担当者が答えました。

ここで問題点を精査します。

1、外部応募者に正式な枠がないことを先に説明しているのか。枠がないなら、なぜ募集するのか。応募された保護者は期待されるはず。このクラスに入るには、ゼロ歳児のときから枠取りをしなくては入れないことになってしまう。

2、成和保育園の入園希望者が少なくなってきたら、問題点は何か。なぜ対処しないのか。園に対し補助金を出しておられるはず。452万6,760円。第二次世界大戦敗戦後、行く当てのない子を寺で世話をされたのが始まりと聞く。私の長男もお世話になりました。教育委員会、健康福祉課は何をされているのですか。

3、いずれにしても待機児童を出すわけにはいきません。もう1クラス設置されては。

川西町及び川西こども園は、児童の数を把握されているはず。ここにも補助金832万9,400円が投入されています。トラブルは避けるべきです。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 安井議員の御質問にお答えいたします。

1つ目の決算書における固定資産の減価償却の表記などにかかわる御質問についてでございます。

まず、議会認定いただく決算書に記載する財産に関する調書については、地方自治法施行規則第16条の2に規定される財産に関する調書様式に基づき表記しているものでございます。ここでは、当該財産に係る物的規模の数値（不動産や権利であれば平米数、動産や物品であれば個数）のみが期中の増減指標及び期首・期末現在高として記載するように規定されており、減価償却費等を記載するようには当該施行規則ではなっておりません。

一方で、議員がお述べのとおり、財政の透明性を高め、説明責任をより適切に図る観点から、単式簿記による現金主義会計では把握できない情報や見えにくいコスト情報（減価償却費等）を住民や議会等に説明する必要性が一層高まっております。そのために、補完として複式簿記による発生主義会計の財務諸表を作成するようになり、川西町においても平成26年度決算分より公表しております。

御指摘いただいております減価償却費等につきましては、その中の貸借対照表でお示ししております。

続きまして、御指摘の1,000万円の登記費用は、第1浄化センター周辺の未登記物件についての整理費用で、平成29年年度で下永東城地区の整備状況を調査した結果、全369筆のうち完了分192筆、未完了分

177筆となっております。また、下永西城地区については、今年度中に調査を完了します。今後についても、未完了の登記を所有者と協議の上、整備を進めていく予定でございます。

固定資産台帳においては、お見込みのとおり、町有地ではない物件は登録されていないのが現状ですので、未登記の道路用地分については、固定資産台帳に反映していない状況でございます。このことにつきましては、先述のとおり鋭意作業中であり、現況に近づけるために、毎年度台帳への追加及び修正を行い、当該台帳の精度を上げる作業を進めているところでございますので、いましばらく御猶予願いたいとお願いするところでございます。

さらに、議員お申し出の町へ寄附され町有地になったものについては、その年度で公会計上の固定資産台帳へ登録されます。また、台帳へ登録されるときの取得価格については、総務省が制定している統一基準という公会計の財務諸表の作成上のルールがあり、その中で認められている固定資産税の土地に関する概要調書、これは市町村ごとに作成するものでございますが、そこに記載されている地目ごとの平均価格を用いて当該台帳には計上しております。

ただし、町が地権者と売買した場合において、関係書類が残存し、契約額が明瞭な場合は、当該売買価格が固定資産台帳に登録されます。

次に、「川西こども園の来年度募集に関し」についてお答えいたします。

保育所の申し込み状況は、川西町内の児童ですと、成和保育園に66名、川西こども園に97名、町外の園に18名、合計181名となっております。ちなみに、幼稚園の状況は、川西幼稚園に105名、川西こども園幼稚園部分に8名、合計113名となっております。

このような状況のもと、川西こども園への申し込みが増えております。理由としては、施設が新しいことや、幼保連携などの取り組みが評価されているものと考えております。

しかしながら、議員お述べのとおり、新規の応募者が選に漏れることが起こっております。このようなことに対しまして、定員の空き状況を説明しているのかという御質問でございますが、新規の応募者には、成和保育園、川西こども園の両園の年齢ごとの定員総数と、新規で入れる可能性のある児童数を説明しております。また、第1希望で入れる見込みが低い場合には、別の園も第2希望として検討いただけるよう説明もしております。しかし、まれに第1希望の申し込みしかされない御家庭もあり、その場合は特定の園しか希望をしない自己都合待機であるため、国の待機児童調査では待機児童にはカウントされません。

枠がないなら、なぜ募集するのかということでございますが、現在在園している園児が新年度で退園する可能性もあり、その場合、追加で数名受け入れの可能性があるため、募集は行っているものでございます。

また、退園者の有無にかかわらず追加受け入れいただくよう、依頼もしております。

次に、ゼロ歳児からの枠取りをしなければならないのかということにつきましては、児童が通い慣れた園に卒園まで安心して通っていただけるよう、同じ園への次年度の繰り上がり希望は新規希望者よりも優先的に扱います。したがって、各園に退園者などで定員割れが出ない限り、議員御指摘のような状況になることもございますが、両園とも私立の園であり、御依頼または指導を行うにも限度があり、当町としてはやむを得ない状況であると考えております。

次に、成和保育園の希望者が少なくなってきた理由についてでございますが、先ほど申し上げたとおり、川西こども園の創設による影響であると思われまます。成和保育園においても、過去から川西町で保育に携わっていただいております。また、川西こども園にはない取り組みとして、園児の送迎も行っております。成和保育園への申し込み児童は減少傾向にあります。よりよい保育環境を維持していくためには、町内に複数の施設があることは望ましいものと考えております。

第1希望が特定の園に偏ることに対しては、行政が応募者の利用調整機能を果たしており、希望者の意向を確認しながら、待機児童を出さないように決定を行っております。

最後に、待機児童対策のため、もう1クラス設置してはどうかという御意見に対してでございますが、現在、両園の利用定員の合計数でおおむね希望者の全員受け入れは可能でございます。新設は、町内の需要が受け皿の総数を上回ったとき検討すべき課題であると考えておりますので、第2希望までで全員受け入れが可能な現状では、新設をしなければならないものとは考えておりません。

川西町の子ども・子育て支援事業においては、新たな幼保連携型の認定こども園ができたことで住民の選択肢が増えたことや、病児保育や一次預かり保育等の新たな事業の取り組みなど、少しずつではありますが、環境整備に努めているところでございます。

また、川西町子ども・子育て支援事業計画に基づき事業を進めております。来年度に住民アンケートで住民の意向調査を行い、有識者による検討会議での意見を生かした新たな川西町子ども・子育て事業計画の策定を予定しております。

私の4つの活力プランの大きな1つである「子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくり」の実現に向けて、これからも取り組みを進めてまいりますので、議員の皆様方には御理解、御協力をお願い申し上げます。

以上です。

議 長（石田三郎君） 安井議員。

2 番議員（安井知子君） 問題点のみ申し上げます。

1、複式簿記による貸借対照表を議員に配れば、部門別資産の合計金額だけでもわかるはずです。

2、購入価格、評価格でもなく、川西町固定資産税の土地に関する概要調書報告書の地目ごとの平均価格というならば、その価格を今示してほしいものです。

3、今回、2歳児童につき質問しました。新年度誰も退園しなかったら、今とられた児童はどうなるのですか。また、優先順位の根拠をはっきり説明すべきです。

4、担当者の「いろいろ聞いている。両園とも私立園だから、依頼、指導に限界がある」とは。両園に1,285万6,160円もの税金が投入されています。181名の児童の保護者は必死で、死活問題にかかわってくる人もおられるはずです。

5、行政が応募者の利用調整機能を果たせていないから、議員にまで問題が届くのです。

6、「国が待機児童にカウントしないなら町も」と放っておくなら、町の活力プランを特別唱えることはない。他町と別段変わらないのです。

7、「町外18名も川西町でとってもらえないから」との苦情も届いています。

最後に、若い夫婦が川西町へ移住されるポイントとして、住宅事情、交通アクセス、子どもの教育環境にあると思います。第1希望、第2希望云々ではなく、待機児童なしの看板を掲げ、指導クオリティを少し上げれば、口コミで若い夫婦が流れてこられるはず。担当行政員によろしくお願いします。

終わります。

議長（石田三郎君） 町長。

議長（竹村匡正君） 安井議員の今の御質問にお答え申し上げます。

まず、貸借対照表のほかの財務諸表もホームページ上で公開しておりますので、ホームページで御確認いただくこともできますが、今後は、当該財務諸表の作成後には議会にお配りしたいと考えております。

また、財務諸表における附属明細のうち、有形固定資産に係る行政目的別の明細という様式を作成しておりますが、資料的には大部になりますので、御請求があれば配付することは可能かなと考えております。

また、先ほどお答えいたしました土地に関する概要調書の総括表に表示されておる数値につきましては、宅地の場合は、1平方メートル当たり、29年度については2万4,985円、30年度につきましては、これは最終確定前となっておりますけれども、2万4,817円となっております。また、これにつきましても平成29年度分までは総務省のホームページで公開されておりますので、また御覧になってください。

続きまして、優先順位の根拠といたしましては、内閣府政策統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の連名で出されております「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」に基づき、川西町保育実施選考基準表を作成し、これに基づいて順位を定めております。

また、この基準表はホームページでも御覧いただくことができ、優先順位を点数化しており、主観によって優先順位が変動することはございませんので、公平性は保たれていると考えております。

行政の応募者に対する調整機能としては、第1希望の施設に入れない見込みの児童に対して、先ほどもお答えしておりますとおり、申し込みの段階で空き状況や新規での受け入れ可能見込み数について詳しく説明しており、そのような状況を御理解いただいた上で、第2希望の施設も大部分の方に申し込みをしていただいております。その結果、第2希望の施設を書いていただいた方は全員が入園いただける環境にございます。

どこの園にも決まらない見込みの児童は、第1希望以外の施設を希望しない数名のみでございます。

川西町では、保育所に行けない児童を出さないことを第一に利用調整を行っておりますが、今般の子ども・子育て支援制度は、保護者の（保育所等の）選択も尊重しなければならないとされておりますので、それらの方は、託児所を利用する、育休を延長する、もう1年求職活動を延期する等の手段をとっていただくこととなります。特定の施設のみを希望される保護者にとっては、それらの選択が第2希望の施設に入園することよりも優先順位が高いということになりますので、意思確認ができた保護者については、第2希望の園の案内については控えております。

町としては、特定の施設のみを希望される方についても丁寧に意向を確認しながら、できるだけ調整を行っております。そのため、決して特定の施設のみを希望される方を放置しているわけではないということを御理解願いたいところでございます。

また、行政としての園に対する指導やかかわりはどうかという御質問でございますが、町といたしましては、週に一度程度、保育環境の現場を確認し、また、住民からの情報に対しても、園に出向いて状況の確認や、必要があれば園長等への聞き取りも実施しております。さらに、奈良県と一緒に監査、実地指導も実施しております。

現在、全国的に保育士の不足状況でございますが、成和保育園、川西こども園におきましては、保育士の手配や保育環境において適切に運営していただいていると確認しているところでございます。

なお、町から両園に対して支出しております補助金1,285万6,160円につきましては、経常的な経費の財源としていただくものではなく、

病児保育や延長保育などの特定の目的に対して支出されるものでございますので、御理解願いたいと思います。

また、町外の施設に通う児童が町内で受け入れしてもらえないからであるという御指摘についてでございますが、町外の保育所への18名のうち17名は、もともと町外の園を第1希望とされております。したがって、大部分の方が第1希望の園に通園していただいていると理解しております。しかし、第1希望に添えない家庭があることも事実でございますので、全ての家庭に第1希望園に通っていただくのは難しいとは思いますが、来年度に実施する住民アンケートや有識者の意見も参考にしながら、できる限り多くの保護者の意向に沿えるような保育環境の整備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（石田三郎君） 1 番 松村定則君。

1 番 議員（松村定則君） 1 番 松村定則であります。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

若年者の在宅ターミナルケア支援事業についてであります。

近年、がんは、男性の3人に2人、女性の2人に1人が発症する国民病となってきています。現在は検査法や治療法が進み、早期に発見し、早期に治療すれば、がんは治せる病気になりつつありますが、40歳までの若年層で発見がおくれ、進行の速いがんの場合、他の臓器へ転移して重症化することも多いようです。

18歳までの小児や40歳以上の方なら、介護保険で、訪問による身体介護、訪問入浴などの在宅サービス、家事支援や介護ベッド、車椅子などのレンタル、そして、手すり、バリアフリーなどの住宅改修など、さまざまなサービスが受けられますが、18歳から30歳代の年齢のはざまの人たちは、このようなサービスが受けられません。

川西町においても、20代から30代の若年者の末期がんの患者の方が住み慣れた自宅で最期まで家族とともに自分らしく安心して日常生活が送れるよう、在宅における生活を支援し、患者及びその家族の負担軽減を図ることを目的とする若年者の在宅ターミナルケア支援事業の早期の実施を願うものであります。

川西町では、子宮頸がんの検診を除いては、がん検診の対象者は全て40歳以上となっておりますが、国立がん研究センターの集計では、20代から30代で1年間に約2万人ががんと診断されております。川西町でも若年層へのがん検診が実施されますよう期待しております。

以上の2点について、町長のお考えをお聞かせください。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 松村議員の御質問「若年者の在宅ターミナルケア支援事業について」にお答えいたします。

議員お述べのとおり、がんは日本人の死亡原因の第1位で、国民病となつてきております。川西町においても、がん検診受診率向上は課題であり、特定健診とのセット検診や個別案内通知及び再勧奨などに取り組み、がんの予防、早期発見のための取り組みを行っております。

若年者の在宅ターミナルケア支援事業の実施につきましては、現在奈良県内で取り組みを行っているところは、県に問い合わせをしましたところ、「恐らくないだろう。他県の大きな市でも対象は数人で、小さなまちだと、対象はあってもごく少数であろう」との回答を得ております。このような状況でございますので、本町が当該事業を実施するには、スキルや経験がないと言わざるを得ません。

しかしながら、本町が構成団体の一つでもある国保中央病院には、緩和ケア病棟がございます。独立した病棟は奈良県下では国保中央病院だけで、ここで緩和ケア、がんなどの患者さんが最期までその人らしく尊厳を持って有意義に過ごすことができるよう援助しております。

議員がお申し出の若年層の末期がん患者の方への対応については、当面の間、当該病院を有効に活用していくことであるのかと考えております。

しかし、若年者の在宅ターミナルケア支援事業の必要性は高くなってきているものとも感じておりますので、引き続き先進地の取り組みや費用対効果の検証は続け、必要なスキルの習得を心がけたいと考えております。

また、がん検診の実施につきましては、特定の年齢層を拡大するというようなことよりも、検診実施による死亡率減少効果など、科学的根拠に基づいて行われるものと考えておりますので、厚生労働省など国の専門機関が推奨するような年齢基準で今後とも行っていくべきものと考えております。

以上です。

議長（石田三郎君） 松村議員。

1番議員（松村定則君） 御回答ありがとうございます。

若年のターミナルケア支援事業についてですが、少ないから、ほとんどいないから事業を実施しないではなく、やっぱり1人の方でも何年かには一度は発生する可能性があります。それにおいて、国保中央病院の緩和ケアもあります。自宅での介護ベッド、車椅子等の貸し出し、このことを介護保険とあわせて実施できないものかと考えております。

そして、がん検診であります。川西町にも自営業者、サラリーマンの奥さんとか、健康保険の対象にならない方もおられますので、その人たちのがん検診の機会という形でぜひ組み入れていただくようお願いしておきたいと思っております。

以上です。

議長（石田三郎君） 3番 福西広理君。

3番議員（福西広理君） 皆様、おはようございます。3番 福西広理でござ

います。議長のお許しをいただきましたので、事前通告どおり、川西町における外国人居住者への対応施策について質問いたします。

今国会において、外国人労働者受け入れ拡大に向けた出入国管理法改正案が可決成立しました。賛否についてはさまざまな意見がありますが、来年の4月施行に向け、運用方針や省令が定められ、今後多くの外国人労働者が日本に来られることとなります。

川西町におきましては、本年11月当初で165名の外国人の方がお住まいで、年々川西町の人口が減っているにもかかわらず、外国人の居住者の数は増加しており、近隣市町村と比較しても、本町の外国人人口比率は高く、奈良県内でもトップクラスとなっております。

その要因は、本町結崎及び唐院工業団地で働いておられる外国籍の方が多くおられるということと推測されます。現在本町で進めている唐院工業団地の拡充事業、そして2025年の大阪万博の開催決定により、さらなる外国人居住者の増加が見込まれます。

そこで質問ですが、現在本町において外国人居住者に対してどのような対応施策をとられているのか、また、今後増加する外国人居住者の方にもどのように対応していく予定なのかを、災害時の対応、税金、窓口対応、福祉、教育など、それぞれの分野での取り組みについて御説明をお願いいたします。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 福西議員の御質問にお答えいたします。

災害、税、転出入などの窓口対応、福祉サービス、学校教育の順で御説明いたします。

まず、災害についてでございますが、外国人は、言葉や文化の違い、災害経験の少なさなどのため、地震や水害などの大規模災害発生時には、本町の防災計画では要援護者となります。幸い、本町にお住まいの外国人の方は唐院・結崎工業団地の企業への研修生がほとんどで、企業がそれぞれ外国人研修生への支援を行っておられます。そのため、現在本町では、防災に対する外国人に特化した対応や施策については行っていないというのが現状でございます。

しかしながら、東日本大震災など大規模災害時には、外国人などを含む災害時要援護者の安否確認や状況把握に手間取ったり、被災後の生活等のケアが不十分であったりと、多くの課題が生じたと聞いております。また、特に外国人の中には日本語が十分理解できないため、情報を受け取ることができない、食べ物、文化、生活習慣の違いにより日本人コミュニティにスムーズに溶け込めない、災害経験がないために対処方法がわからないなど、特有の課題があることから、特別な配慮が必要であるとも聞いており、日ごろから災害発生時の円滑な外国人支援について備えることが重要であると認識しております。

そこで、今後、外国人労働者の受け入れ拡大などによる外国人居住者の増加が予想される中、本町の対応として、日本語理解が十分でない外国人については、まずは防災無線の多国語発信を、現在進めている防災無線デジタル化整備の中で検討してまいりたいと考えております。

また、それ以外にも、今後は日ごろの備えと災害発生時の対応に着目し、他の支援方策を検討していかなければならないと考えております。

次に、外国人居住者の税金についてでございますが、川西町に1月1日現在において住所を有している外国人についても住民税が課せられることとなっております。結崎・唐院の工業団地内の企業においても外国人技能実習生などを雇用されており、外国人居住者へ住民税を課しております。

今般、全国的に問題視されているのは、雇用が終了し、帰国されてからの税金をどのように徴収するかということでございます。川西町におきましてもこの問題は例外ではなく、喫緊の課題として捉えております。現況は、就労先の企業が判明している場合は、その企業の御協力を得て納税を促していただいている状況でございます。

今後は、転入事務の所管と連携して、転入時に就労先の企業を特定し、外国人を雇用される企業との協力関係を密にし、納税環境の改善に努めていきたいと考えております。

次に、転出入などの窓口手続についてでございますが、本町における住基登録のある外国人の居住者割合は、県内の市町村では安堵町に次ぎ2番目に多い自治体となっております。まず、転入・転出等の届け出の場合は、本町では工業団地があることから、ほとんどの外国人が就業による入国であり、その場合には、企業の関係者が同行し、手続をされます。しかし、単身で日本語での会話ができなかった中国国籍の方が、住所移動の申請のため来庁された際、窓口担当者からは、インターネット上の翻訳ソフトにより窓口対応をしたと聞いております。

今後、このような日本語での会話ができない外国人の転入などの手続が増加すれば、よりスムーズに対応できるよう、翻訳タブレットを配置したり、多言語でのリーフレットなども検討していかなければならないものと考えております。

保育、障害、介護等の福祉業務についても、住民基本台帳のある方は川西町の住民として通常のサービスを受けていただけますので、先述しましたとおり、窓口での意思疎通の改善を図っていくことと認識しております。

最後に、外国人の子どもの公立義務諸学校への受け入れについてでございますが、外国人が、その保護する子を公立の義務諸学校に就学させることを希望する場合には、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、児童の権利に関する条約等により、無償で受け入れ、教科書の無償供与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会が保障されております。このことから、県においては、外国人児童生徒等に対する日本語指導の充

実のため、基礎定数とは別に、外国人児童生徒の日本語指導を行う教員を配置する加配措置がなされているところでございます。

現在のところ、本町の幼・小・中学校において日本語による日常会話が十分にできない児童生徒の在籍はございませんが、今後、議員お述べの唐院工業団地拡張事業や大阪万博開催における影響で、本町在住で日本語の日常会話に苦労される児童等の義務教育諸学校等への入学が増加した場合には、県派遣制度に加え、町の支援員の配置も考慮しながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（石田三郎君） 福西議員。

3番議員（福西広理君） ありがとうございます。

まず、災害時の対応についてですが、御答弁では、本町にお住まいの外国人は工業団地の企業への研修生がほとんどで、企業がそれぞれ外国人への支援を行っているので、本町としては何の手だてもとっていないのが現状であります。災害発生時の円滑な外国人支援について備えることが重要であると認識し、支援方策を検討していく必要があるとお聞きできました。

しかし、従前から何度もお願いしております実践的な防災図上訓練は、いまだ実施していただけておりません。このような言葉、食べ物、文化に違いのある外国人への対応も想定して訓練を積んでおかなければならないと考えますが、この実践的な図上訓練について、町長のお考えを再度伺いします。

議長（石田三郎君） 町長。

町長（竹村匡正君） 本町にお住まいの外国人への防災支援につきましては、まずは、先ほど申し上げましたとおり、防災無線の多国語発信を、現在進めている防災無線デジタル化の整備の中で検討してまいりたいと考えております。

また、従前よりお話がございます防災図上訓練につきましては、奈良県の防災担当課と調整を進めており、来年2月ごろの実施に向けて、現在準備を進めているところでございます。図上訓練の今後の継続の中で、外国人の対応についても考えてまいれたらと思っております。

以上です。

議長（石田三郎君） 福西議員。

3番議員（福西広理君） ありがとうございます。

来年の2月に訓練を実施いただけるということですので、しっかりと有効な図上訓練を行い、外国人も含めた川西町民の安心安全のために努めていただきたいと思います。

次に、税の徴収についてですが、外国人技能実習生の方が帰国される年度の住民税の取りっぱぐれの問題が喫緊の課題であり、現在、就労先の企

業の協力を得ながら納税を促している状況であるということですが、雇用契約期間が終了した後は、雇入れ企業には住民税の徴収の義務はなくなり、あくまでも企業の善意の協力のもとでの対応となってしまいますので、本町においても一定のルールをつくった上で、企業と連携しながら対応すべきと考えますので、徴収方法のさらなる改善に努めていただきますようお願いいたします。

次に、窓口での対応、福祉業務については、翻訳タブレットの導入等、ICTの活用を検討いただいているということですので、こちらに関しても早急な対応をお願いいたします。

最後に、学校教育における対応ですが、児童生徒に対する取り組みは御答弁のとおり理解いたしました。学校現場職員の方からは、児童の保護者の方との言葉の壁が大きく、意思疎通が難しい場合があると聞いておりますが、そちらに関してはどのように対処していかれるのか、教育長にお伺いいたします。

議長（石田三郎君） 教育長。

教育長（山嶋健司君） 会話や文章理解に苦慮される外国人の保護者に係る対応という御質問だと思うんですけども、さきの御質問での回答にもありましたが、現在は、在校・在園児でそのような御家庭はございませんが、将来的に日本語による日常会話、文字が読めないなどで苦慮される保護者が見られた場合につきましては、当然、学校を通じてという形にはなってくると思うんですけども、その方々が理解される言語に合わせた外国語指導員等に通訳・翻訳をお願いして対応していければと考えているところです。

以上です。

議長（石田三郎君） 福西議員。

3番議員（福西広理君） ありがとうございます。今後増えていくであろう外国人へのしっかりとした対応をよろしくをお願いいたします。

最後になりますが、私の住んでいる唐院地区には、私の知っている限りでは20年以上前から企業の社宅があり、そこに多くの外国人技能実習生の方が住んでおられます。そして、ここ数年前からは、毎年行われる比売久波神社の祭りに10名以上の外国人の方に参加いただいて、人口減少で不足している神輿の担ぎ手として協力いただき、地域住民との交流を図っております。

冒頭にも申しましたが、今後川西町の人口がますます減っていく一方、外国籍の住民が増えていくということはあらがえない事実ですので、川西町民と外国人の方々が共生・共存できる、そして、他国からはるばる日本に働きに来られた方が帰国されたときに、「川西町で働けてよかった、川西町に住めてよかった」と言ってもらえるようなまちづくりに努めていただきますようお願い申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきます。

だきます。

議 長（石田三郎君） 4 番 伊藤彰夫君。

4 番 議員（伊藤彰夫君） 伊藤です。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

さきに通告してありますように、川西町公共交通の今後についてでございます。

本町では、現在、コミュニティバス「川西こすもす号」が走っています。これは、平成24年11月から試験運行が始まり、さまざまな調査検討が重ねられて、平成26年7月から正式運行が始まりました。当初は運賃100円を徴収していましたが、平成27年10月からは、高齢者、障害者などを対象とした割引制度を導入し、対象者は、申請することによって運賃が50円となりました。正式運行を始めてから5年が経過します。アンケート調査などを繰り返し行って、コミュニティバスの運行改善に努力され、今では利用者も増えてきています。

そこで、次の段階として、町民の方から国保中央病院へ行くバスを希望される声が上がってきています。話を聞きますと、「国保中央病院の前に広陵町のバスがとまっているのをよく見るので、川西町からも出してくれたら助かるのですが」とのことでした。広陵町では、コミュニティバス「広陵元気号」が走っており、国保中央病院へは、午前3便、午後3便、毎日6便が走っています。

現在、川西町から公共交通を使って国保病院へ行くには、こすもす号で近鉄結崎駅に行き、電車で田原本駅へ、そこから国保中央病院の送迎バスに乗って行きます。バス、電車、バスを乗り継いで行くことになっています。病気の人や体の弱っている人にはつらいのではないのでしょうか。4町が出資している国保中央病院へは、やはり各町から直接行ける公共交通が必要と思います。

川西町でも広陵町のようにコミュニティバスを国保中央病院へ走らせることができないのでしょうか。現在の運行ルートを拡張できないのでしょうか。もし困難であるなら、ほかの方法がないのでしょうか。例えば三宅町と共同して新たなバス路線をつくり、本町役場前を出発して、三宅町役場前を経由して国保病院へ行く方法、または川西町役場前と国保病院間に100円乗合タクシーを定時的に走らせる方法など、そのほかにもいろいろな方法が考えられます。行きやすくなれば、国保中央病院の利用者も増えると思います。

町民の高齢化が進む中、車を運転できない人が増えてきています。今すぐには難しいかもしれませんが、今後、川西町の公共交通として町外へも走らせる必要があると私は考えていますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 伊藤議員の御質問、「川西町の公共交通の今後について」にお答えいたします。

現在のコミュニティバス「川西こすもす号」の運行状況、利用料につきましては、先ほど議員がお述べのとおりで、利用者の負担軽減に向けて運行改善に努めてまいりました。運行時間などにつきましても、定期的に利用者アンケートを実施するなど、利用者ニーズに沿う運行時間を検討しております。

現在の利用状況につきましては、平成30年4月から9月の6カ月間で4,100人、1日33人の方が利用され、人口が減少する中でも利用者数を維持していることから、現在の住民の生活の足として定着しているものと思っております。

議員御質問のコミュニティバスを国保中央病院へ走らせることについては、本町のコミュニティバスの運行形態が道路運送法第79条による国土交通大臣の登録を受けた自家用有償旅客運送で、市町村自らが運送する市町村運営有償運送、いわゆる白ナンバーによる公共交通空白地輸送で実施しており、運送の区域は、市町村の区域を運送の区域として定めるものとし、旅客の発地または着地が運送の区域にあることを要するものとなっていることから、町内区域での運行とされ、町域を越えての運行ができないため、現在のコミュニティバス「川西こすもす号」の運行形態では国保中央病院への運行はできない状況にあります。

町域を越えて運行する場合は、道路運送法第4条による国土交通大臣の許可を受け、一般旅客自動車運送事業とする、いわゆる緑ナンバーで運送することになります。また、現在の運行形態を白ナンバーから緑ナンバーに変更することで、町域を越えて国保病院や天理よろづ病院、JR法隆寺駅などへの運行が可能となるメリットがございますが、運送委託料の増額、現状予算の約3倍になるデメリットがございます。利便性の向上と運行利益との対費用効果を考慮し、一方で当該事業は基本的には長期のスパンで考えていく必要があることも踏まえ、法第4条運行への移行は、現時点では困難なものとして認識しております。

本町は、路線バス廃止に伴い、その後高齢化が進み、自家用車を持たない高齢者が増加し、買い物や通院などの移動手段のない交通空白地域解消のため、コミュニティバスを運行している経緯がございます。近畿運輸局の見解では、「地域公共交通は、町内に存在する商業施設、公共施設等の主要施設及び公共交通機関への移動が目的である」とのお話でございました。しかし、本町には総合医療施設がないことから、国保中央病院、天理よろづ病院等に通院されている住民が多いため、町外医療施設への交通を希望されていると思います。

本町コミュニティバスが国保中央病院へ運行できない中、ほかの方法としましては、奈良県下で吉野郡2町3村の例を見ますと、南部地域公共交

通活性化協議会を設立し、下北山村から南奈良総合医療センターまで運行されている事例がございます。

議員お述べのとおり、磯城郡3町もしくは三宅町とで協議会を設立し、共同でコミュニティバスを運行することで、新たな運行路線で国保中央病院等への運行が可能となります。この場合において、法第4条での運行となり、運行経費を共同で負担することで経費の軽減が図れるとしても、発着場を役場や駅等の主要施設に制限する必要があるなど、必ずしも効果的な運用ができるかどうか、疑問の残るところでございます。

さらに、共同化については、三宅町、田原本町はタクシー初乗り補助券を発行した地域公共交通を実施されておりますので、国保中央病院へのバスを必要とされるのか、また、バス停までの行き来等の方法についてどうなるのか、町内タクシー会社との関係等、共同運行にはさまざまな課題が存在するものと思われれます。

しかし、本町住民が町外施設などへ運行を希望しておられる声があることから、運行形態の変更の検討、また共同運行についての負担割合など、先進地事例の情報を入手し、関係市町に定住自立圏域としての助け合いができないかどうか、町として検討してまいりたいと考えているところでございます。

本町の公共交通の今後につきましては、高齢者の交通事故が多発している中、免許証の自主返納を促し、利用者の増加を図るとともに、住民の声を聞き、住民が利用しやすい運行時間、運行路線を検討し、持続可能な地域公共交通網の形成及び地域公共交通の活性化に努めてまいり所存でございます。

以上です。

議長（石田三郎君） 伊藤議員。

4番議員（伊藤彰夫君） 本町の公共交通、コミュニティバスの町外への運行については、解決しなければならないいろいろな問題があることがよくわかりました。

しかし、今後には2025年問題が控えています。先ほどもありましたが、団塊の世代が後期高齢者に達して運転免許を返納する人も増え、今以上に公共交通の利用者が増えることが予想されます。

安心して暮らせるまちにするためにも、今後積極的に取り組んでいていただきたいということで、私の質問を終わります。

議長（石田三郎君） 11番 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 11番 芝和也です。議長の許可を得ましたので、町長に御質問申し上げます。

消費税並びに妊産婦への手だて等について質問いたします。

皆さん御承知のとおり、政府は、来年10月から消費税の引き上げに向けまして、景気の後退を招かぬよう経済対策を講じるべく、さまざまに取

り組みを進めていることから、これを引き金にした景気の後退は必至であると、自らその認識を示していることにほかならないと思います。特に消費税は、所得の低い層ほど税の負担率が高まる、税負担の逆進制度にほかなりませんし、国民全体の家計消費も、4年前の8%への引き上げ前と比べて、まだそのレベルに回復していない今日、さらなる引き上げについて、住民生活全体に与える影響等、さまざまに考えられます。

町長は、これらについて現時点ではいかに見ておられるのか、その観測も含め、今般の税率引き上げへの賛否についての町長の御所見をお聞かせいただきたいと存じます。

こうした背景のもと、本町でも、消費購買力を高め、地域経済の担い手を支援するべく、議会においても議論を重ねながら、経済対策も含め、さまざまな部面で助成制度等の手だてを講じているところでありまして、今議会におきましても、来年8月から実施の子どもの医療費の現物給付化に向けた関連条例の改定案が上程されているところでもあります。これら子育て支援の分野では、専ら生まれた子どもを対象としての取り組みであり、その適用年齢をどこまでとするかを中心にこれまで議論を重ねてきていることは町長も御承知のとおりであります。本年4月から、妊婦さんに対しまして医療機関窓口での加算金制度が新たに導入されまして、本町としても、その周知に現在努めているところでもあります。

これは、一般の医療機関において妊婦さんが受診された場合、さまざまな配慮した見立てが必要となることから、診察を敬遠されがちな傾向にあるため、ただでも人数の少ない産科医のところに集中しがちになることにかんがみ、その負担軽減等を目的としての実施のようではありますが、妊婦さんの側から見れば、一般の医療機関での受診は、ただ負担が増えただけのことにすぎません。

そこで、子ども医療費の新たな視点として、生まれる前、妊婦の届け出等の手続きをしはった時点からを対象にするなど、妊婦さんにも同様の制度が適用できるように、妊産婦への医療費等の助成制度を設けて、その世代の負担を軽減し、担い手の育成に資する取り組みの充実・発展を求める次第であります。

以上、御答弁、よろしく願いいたします。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 芝議員の御質問にお答えいたします。

過去にも同様の件に類する御質問があったかやに記憶するところですが、消費増税に対する私の所見につきましては、国の今後の増大する社会保障経費や少子化対策、またはプライマリーバランスの健全化など、国家財政の安定を目指す施策でございますので、その可否につきましては申し上げる立場にはないのかなと考えております。

しかし、消費税が増税となりますと、過去の消費増税後の経済動向を見

ましても、増税前の駆け込み需要の反動もあり、個人消費は一時的に停滞するものと思われます。そのことで経済全般における国内需要が落ち込み、国民所得にも少なからず影響が出るものと考えております。ただし、今回の消費増税については、エコノミストなど識者の意見の分かれるところですが、1人当たりの名目賃金は緩やかな増加傾向にあること、軽減税率や幼児教育の無償化の導入を予定していることにより、消費者物価の押し上げ幅は、今までの消費増税に比べて影響度は少ないとも言われております。しかしながら、影響度の差はあっても、結果として生活者の可処分所得が圧迫され、家計の実質的な購買力が低下せざるを得ないのかなと思っております。

次に、妊婦加算についてお答えいたします。

今年4月の診療報酬改定で、妊婦の方が通院中の産婦人科医以外で受診された場合、胎児への影響を防ぐため、処方薬や検査方法に注意が必要であることから、こうした事情に配慮し、妊婦加算を新設し、初診料、再診料が上乘せされることになりましたので、本町としては、母子手帳交付時に本制度の周知を行っております。

現在、国のほうでは、妊娠している女性が医療機関を受診すると、医療費が上乘せされる妊婦加算の適用について明確化する方針であると聞いております。例えばコンタクトレンズをつくるため眼科にかかった場合でも加算されますが、こうしたケースを対象外とすることや、妊婦だと把握せず診察した場合などは上乘せを認めないことを明確にするなど、妊婦加算の扱いを改めて議論する方向で検討されているようでございます。

ただ、議員仰せのとおり、妊婦の外来診療での負担増は変わらず、厚生労働省には加算となる事例をわかりやすく示していただき、制度の周知について、住民の皆様にご理解をいただけるよう努めていただきたいと思います。

そこで、議員お述べの妊産婦にも子ども医療と同様の制度の適用などを検討できないのかということですが、子ども医療費助成のうち未就学児の医療費助成については、平成31年8月診療分から、償還払い方式から現物給付方式への改正も行われたこととございますので、妊産婦の医療費助成につきましては、まず当面は県基準に準じて進めていながら、近隣市町村の動向や住民からの要望などに注視して、どのようなことができるのか研究していきたいと考えております。

ただし、妊産婦へのソフト面でのフォローについては、川西町版ネウボラ事業の一環として、妊婦家庭を訪問して妊娠中のいろいろな悩みの相談に応じたり、子育て情報の提供も行っております。全戸の妊婦・赤ちゃん訪問は県下では数市町村しか実施しておらず、本町のネウボラ事業につきましては、厚生労働省が実施している母子研修での事例発表でも取り上げられております。

本町の妊産婦の支援については、このように当該ネウボラ事業を軸に積

極的に取り組んでいくものと考えております。

以上です。

議 長（石田三郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 消費税については国の取り組みでありますし、それはそれとして動向を見ていかないと仕方がない部分もありますが、町長としては、影響は否めないということであったかなとは存じます。

財源として、社会保障の問題とかで町長と議論しているときに、消費税の財源が社会保障に充てられるという旨の御説明もいただきますが、全体として、お金の使い方はさまざまですけれども、消費税が今日まで納められた、国庫に入った総額が大体370兆円と。その間、その入った分が財源として社会保障等に回っていれば、それはそれで給付もしっかり受けられるということになります。同時に実行されている法人減税とか、そういった問題がありますので、国が入るべくして入らなくなったお金が290兆円ぐらい、300兆円近くありますので、そういう面で見れば、お金の面だけ、入りと出の関係で言うと、増税した分を減税したところで相殺されているなということから、社会保障の部面で各自が振り返りますと、消費税が平成元年スタートということですが、過去30年間、それを財源として社会保障は維持されてきたのかといえば、給付が減って負担が増えたということになっているので、そこはお金の使い方として自治体としては見ていく必要があるのではないかなと。

同時に、後段の答弁でお述べのとおり、きめ細かな施策を各市町村、都道府県が国の制度にはない形も含めまして取り組みながら、住民生活を支援する、住民生活に資する、そういう手だてを実施しているというところがこの辺の関係かなと思いますので、自治体としては、そこら辺は地方6団体等さまざまな動きもありますけれども、呼応して、そういった財源の使い方についてしっかりと声を上げていくべきものというふうに思いますので、そこら辺は町長としてもお含みいただければと存じます。

妊産婦への子ども医療費の制度適用拡大についてであります。制度については、県の基準でありますとか近隣の動向、その辺を見ながら進めていきたいと。ただ、ネウボラ事業の紹介もありましたように、大変進んだ取り組みだと思いますし、私も竹村町長がこれをやっていこうということで起案・提案されまして、この取り組みが始まるまで、恥ずかしい話ですが、勉強不足で全く知りませんでした。しかし、現在では、先駆けてやった取り組みがどんどん県内でも広がっているところですし、そういう点では進んだ施策で、きめ細かな子育て支援ということでは有効に働いていると存じます。

ただ、妊婦加算の問題、いわゆる出費ということでは、加算された分、出費が膨らんだだけということになりますし、子育て支援ということで、子ども医療費については、自治体で子育て世代の経済対策も含めてしっか

りを見ていこうということになっているならば、おなかに子どもができた時点で子どもは子どもでありますから、視点としては同じ子どもと見てしかるべきではないかと思えます。ここら辺、子どもとして、生まれる前、妊娠した時点で子どもであることは間違いないわけです。ここら辺は町長としてはいかががお考えでありますか。どう見てはりますか。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） まず、妊婦加算の問題につきましては、先ほども申し上げましたとおり、国のほうでも現在検討が進められているということでございますので、国の状況について注視していきたいと考えております。

そして、妊産婦についての支援では、お述べのとおり、おなかの中に存在している、また出産して出てこられる、同じ子どもとしての扱いじゃないかということでございますが、芝議員がお述べのとおり、どういった形で子育てしやすい環境をつくっていくのかということについては今後も調査研究してまいって、また住民からのニーズ、要望などもしっかり聞かせていただくと先ほど申し上げたとおりで、今後対応してまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（石田三郎君） 芝議員。

11番 議員（芝 和也君） 子育て支援策はさまざまに取り組みますが、子どもの医療費助成というのは、やっぱり若年夫婦が子育てに取り組みます。今の経済事情からして、若年夫婦であれば収入も低いということにならざるを得ませんので、それを、次代の担い手をしっかり育成していく、支えていく、社会が支えていこう、社会が育てていこうということで子ども医療費という形で実施をされているということでもありますので、妊産婦と子ども医療費と食い違うところは全くないと私は思うんですけども、この見方をもう一度、いかがですか、町長。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 先ほど申し上げたとおりでございますので、今後、状況並びに住民の皆様方の御意見をもとに考えてまいりたいと。トータルで、私も施策として「子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくり」を上げておりますので、どういった形が子育てしやすいのか、妊産婦も含めて検討してまいりたいと思えます。

以上です。

議 長（石田三郎君） 芝議員。

11番 議員（芝 和也君） 意向も含めて声もしっかり聞きながら、どういう形が手だてとして役に立つのか、そこら辺は検討の余地ありと、こういうことやったかと思えます。

本町の子どもの医療費の助成条例の目的でありますけれども、経済的に支援しているのみならず、それに加えて健康の保持、福祉の増進というこ

とになっています。子どもの医療費を助成することによって、「もって子どもの健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする」ということであります。

現在、母子に対して行われている諸制度がありますけれども、これは母子保健法のほうで実施されております。妊娠の届け出等の手続で母子手帳を受けて、そこからさまざまな指導等々が母子に対して行われますけれども、これも母子保健法の上で、その目的としては、「母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与する」、こういうことで実施をされているということでもありますので、この法律、条例の目的の趣旨からすると、市町村として、母子に対して妊娠した時点から子ども医療費の手だてを講じていっても、法律・制度上、何ら矛盾することにはなっていないと、私はこれを見てそう感じているところであります。

町長としては、意向を聞いてその辺は検討していくということでありましたが、法・条例の趣旨に沿って、ぜひ検討を前に進めていただきたいと思います。

加えて、最後に、財源的な問題として、現在15歳までですけれども、大なり小なり増えるのは間違いありませんが、本町の財政事情からして決して困難なことではないと思いますが、町長御自身、財源的にはどうお考えか。財源のことよりもやっぱり内容、中身をどうしていくか、どういう手だてを打っていくか、こっちが重要やということでありましようか。財源も中身も両方同じやということでありましようか。その辺についてお聞かせください。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） まず、妊産婦医療の件でございますが、これまで、例えば妊産婦に対する歯科検診などの補助なども行っており、さまざまな形で支援を行っております。

医療費の助成という形で芝議員はおっしゃっておりますが、妊産婦の方々については、医療費だけでなく、どういったケアが必要か。心のケアも必要だと思っております。先ほどから申し上げますとおり、本町では川西町版ネウボラ事業ということで、妊娠期から子育てまでの一貫した支援という形で行っておりますので、どういった形の支援が妊産婦に対して寄り添えるのかというのをしっかり検証しながら、医療費という面もございましてけれども、ほかの手段はないのかどうか、その辺も踏まえて検討してまいりたいと思います。

あと、子ども医療費を拡大できないのかどうか、財源の面で問題なのかどうかというようなお話でございますが、財源の面の問題ではなくて、現在15歳までですけれども、15歳以上まで拡大する必要があるのかどう

か、その必要性の面からも検討すべきことかなと思っております。これにつきましては、他の市町村長ともまたいろいろ意見を合わせながら検討してまいりたいと思っておりますので、御理解よろしくお願い申し上げます。以上です。

議長（石田三郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 財源の問題ではないと。適用範囲、対象の範囲をどこまでにするか、こういうことやったかと思えます。

これまでは、生まれた子どもに対して、町長との議論の中では、現在15歳や子ども、国保証は子どもに対して高校生も含めて全部出しているわけやから、そういう点では18歳までできるのと違うか、この辺は議論を重ねていますが、範疇は範疇として、どこまでするかということは大いに議論を重ねていきたいと思えます。

財源的な問題以外に、どこまで寄り添った取り組みをしていけるのかということも大事やという話ですが、そちらのほうはかなり突っ込んで積極的にこれまでもやってきているのが実際であります。経済状況として、消費税も税率が引き上がることはまず間違いありませんから、負担の面はどんどん増えていく、経済的には厳しくなってくるという過程にあって、子育てをしっかりと応援していこうということですので、そういった財源の手だてをして支援していこうということでありませう。

その辺、ぜひ子育て施策として——これは妊婦さん対象の取り組みは県内ではありませんし、全部が全部調べていませんけれども、全国をざっと調べてみましても、余りありませんでした。大体4県ぐらい。残念ながら、我々の属する西日本はありませんでしたけれども、東北地方でちょっとあったぐらいかなというふうには思いますが、しかし、現にもうやっちはりますし、そういった子ども医療費の解釈は妊娠された方からということになっていますので、この辺は先進事例もしっかり見て、突っ込んだ施策として本町から取り組んでいけるものと思えますので、重ねて検討・実施を求めて質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（石田三郎君） これをもちまして、一般質問を終わります。

続きまして、日程第2、総括質疑に入ります。

先日上程されました議案第51号、平成30年度川西町一般会計補正予算についてより、議案第59号、川西町心身障害者医療費助成条例の一部改正についてまでの議案9件について一括議題といたします。

去る10日、当局より提案説明が終わっておりますので、これより総括質疑に入ります。

総括質疑通告により、11番 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） 11番 芝和也です。所属委員会、総務建設経済委員会以外の部分で若干お尋ねいたします。

国保特会の補正予算でお尋ねをいたします。

今般は、実績によりまして給付費の増額補正が上程されているということとであります。この給付費の大本をたどりますと、国保税としてそれぞれの方に必要額が算出されまして、各人に賦課されている、そういう仕組みになっているわけでありましてけれども、一般の被用者保険とは異なりまして、被用者保険は、扶養家族が何人増えても本人所得だけで算出されますけれども、国保の場合は、所得割に加えまして世帯割と均等割という応益部分が増えてくることとなります。国保の場合は、世帯員の人数が多ければ多いほど、その分割り増しとなりまして、被用者保険のように事業主負担もありませんので、国保と被用者保険を同じ年収の者同士で比べますと、おのずと国保のほう保険税額が大きくならざるを得ない、こういう仕組み上の問題がございます。

負担能力をどうするのかということでの議論を重ねている中で、持続可能な制度とするという言葉が町長とはお互いよく出ますけれども、この持続可能な制度とするためにも、支払い能力の範囲内におさまる保険税額でないことには、賦課しても払えへんということになっては元も子もありませんので、そういった税額であってしかるべきというふうに私は考えますが、その点、制度を持続するために必要額を算出する、今までは応益・応能割合で必要額を算出します。その分払ってもらわんと制度が持続でけへんということでありましたが、そういう今までどおりのやり方が正解か否かということが大きく問われてきているというふうに私は思いますが、この点について、町長御自身、この制度を持続させるために、そもそも支払い可能な制度に仕組みを切りかえていかんなん、仕組み上の問題があるという認識、考えをお持ちかどうか、この点についてまずはお聞かせいただきたいと存じます。

それから、今も述べましたように、そういった仕組み上の問題がある以上、課税権限者としては、やっぱり解決をせんとあかんということになってくるというふうに私は思います。この間議論を重ねているのは、低所得者に対する手だてを打つことも含めましてはもちろんですけれども、仕組み上の問題を解決するためには、やっぱり上級庁に対してもきちんと働きかけをしていかんとあかんというふうには思います。

底辺の手だてを講じる——ここは今までのところ議論が平行線で、なかなか講じるとはなりませんけれども——問題と、それから、これはもう動かされへん仕組み上の問題ですが、それを解決するためには、やっぱり上級庁に対して働きかけていかんなんという、この辺について町長御自身どういうふうにご心得られるのか、いかに策をめぐらされるのかについて、御所見をお伺いしたいと存じます。

議
町

長（石田三郎君） 町長。

長（竹村匡正君） 本件については、担当課の課長より回答させていた

できます。

議長（石田三郎君） 大西課長。

住民保険課長（大西成弘君） それでは、私から、芝議員仰せの「国民健康保険特別会計補正予算について」にお答えいたします。

日本における医療保険制度は、全ての国民が何らかの公的医療保険に加入し、お互いの医療費を支え合う国民皆保険制度となっております。国民は、誰もが保険証1枚でどの医療機関にもかかることができます。また、保険制度の原則では、それぞれが給付に見合う負担を行うことが制度の根幹となっていることは、議員も承知のことと思います。

質問にある保険税の設定につきましても、加入者の人数、年齢、所得、総医療費により大きく変わるものであることから、他の保険との比較を数字だけで行うものではないと考えております。

議員も御承知のとおり、国民健康保険の加入者は低所得者・高齢者の割合が非常に高く、加入者の高齢化や医療の高度化に伴い、医療給付費が年々増加傾向になっていきます。しかし、さきに述べた保険制度の原則である受益と負担の考え方を基本に、国民皆保険制度を持続可能な制度とし、なおかつ保険料（税）の抑制を行うには、保険給付の総額を減少させていくことであると考えます。

そのため、被保険者の方の医療費適正化や健康寿命が重要な課題と認識しており、国保の保健事業である特定健診などの実施による健康寿命への取り組みや、療養費などの審査を強化し、不適切な請求などに対する対応が効果的であり、今後も継続して行っていく考えであります。

また、それらについては、町独自の対応というより、今年度より国民健康保険が県単位化・広域化となっていることから、県内の市町村全てが足並みをそろえて取り組んでいくことが大切であると考えます。

一方、納付金の支払い先である県に対しましては、事務の共通化による経費削減につながる施策や、徴収率が県平均より低い市町村への指導などの強化をお願いしていきたいと思っております。

国に対しましては、普通調整交付金などの措置の継続や国民の負担を考慮した医療費単価の見直しなどについて適切に行うよう、市長会や町村長会などを通じて県全体で訴えていく必要があると認識しております。

以上です。

議長（石田三郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 再質問が1回ですので、なかなか聞くのが難しいですけれども。

いずれにしても、給付費がどんどん大きくなってきてるさかいに、この給付費をどう抑えるかということで、よろしくない請求、医療の受け方をしているようなことかあったら具合悪いさかい、そこはしっかり見ていくとか、事務の効率化、こういうことによってちょっとでも給付費に反映せん

ようにしていきたいということで、そういう点では給付費がかさまんように一生懸命頑張っているという話であったと思います。それはそれで、現在の仕組みの中においてやっていく一つの問題だと思います。

加えて、課長からも話がありましたけれども、住民健康度を引き上げていって、給付費に反映せんように、お医者さんにかかっても健康な人が増えていって医療費を抑えていく、こういう取り組みをこれまでのところ頑張ってきているのかなというふうには思います。いずれにしても、国保と他の保険とを一概に比べることはよろしくないという話でしたけれども、普通に暮らしていましたら、隣近所で「医療費が何ぼかかってまんねん」という話になったら、国保と被用者保険との違いは、比べる比べへんに関係なく出てくるかと思えますし、意識のある人は、「同じぐらいの年収の者同士やったら、やっぱり国保は高くなるな」というふうに思ってはるし、事実、それは仕組み上仕方のない話だと思います。

町長自身も、被用者保険と比べた場合、国保の保険料は高くなるということは、仕組み上どうしてもそうなってしまうということは認識されていると思えますし、川西町の国保会計でも、減額措置としてもいろんな法定制度がありますので、2割、5割、7割の法定減免も含めまして減額措置は打っているということで、今までやりとりしている中でお答えいただいているとおりで。しかし、御承知のとおり、その法定減額制度に乗っかっている人が国保加入者のうち6割から7割という状況になっているのもまた事実であります。これが何でそうなっているのかというと、国保は所得の低い人が入ってはるさかいに、そういうことになると。ただ、被用者保険とは違いまして、大体定年になった人が入らはるのが中心ですので、そうやってきますとお医者さんにもようかかりますので、医療費もかさむ。所得の低い人が入ってるのに、お医者さんにはよう行かはるということで医療費がようけ要って、保険税が高くなる。こういう関係はもう避けようのないところであります。

そこで、地方団体、町村長会でありますとか市長会でありますとか全国知事会とかも、やっぱりこれには頭を悩ませているところでありまして、全国知事会が2014年、4年前になりますけれども、応益応能割合、大体今国はフィフティー・フィフティーで取れというふうに言うてきていますので、応益割合で集めている金かさが、全国知事会によると全国で大体1兆円ぐらいというふうに見ていますので、この1兆円分を国が持てと。ほんなら応益割合がなくなって所得割になるさかいに、被用者保険でいう事業主負担みたいなのを国がやったらどうやということ、国へそういう意見具申をしました。これをきつしよに、今日の時点では、市長会、町村長会、そして我々議会側の県議会議長会、市議会議長会、町村議会議長会、これら地方6団体全部がこれについては国に対して要請しているところまで来ているのが今日の現状であります。

そういう点では、自治体としても仕組みを変えていくという先頭に立って行って、住民の皆さんが加入される最後のとりでは国民健康保険等々の現在の公的医療保険制度の中の保険です。役場の古手の皆さんでも会社勤めを終えられた皆さんでも、国保に入るか今までの保険を継続するかというときになったら計算してもらって、どっちの負担が安いかということで、国保のほうが高くなるさかい、大体継続というのを選ばはるのが多いみたいですがけれども、それもやっぱり出費の問題で皆そう考えはるわけですので、そうなるというのはやっぱり仕組みの問題やから、この解決は当然必要だというふうに思います。

ここはもう政治で解決せんことには話にならない。誰も解決してくれまないので。問題がある以上、課税権限者である市町村長さんは、やっぱり解決の責任を負う当事者になってくると思います。この辺、仕組み上の問題を町長としてはどう心得てはるか。地方6団体がみんな応益割合をやっぱり酌んでみようという動きに今はもうなっている、こういうことから考えて、その辺の取り組み、仕組み上の問題、ここについて重ねて町長の御所見をお聞かせいただけますか。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 国民健康保険につきましては、先ほども議員がお述べのとおり、創設当初は農業従事者など自営業者が多かったということでしたけれども、現在では低所得者並びに会社を退職された後の高齢者の割合が非常に高くなってきている、また、それに伴って法定減免の制度の利用者さんが多くなってきているというのが現状で、それに伴って、おっしゃっているとおり、負担割合も高くなってきているというのは仕組みとしては認識しておるところでございます。

国のほうも、そういった国民健康保険制度の仕組みから、被用者保険などから支援制度という形で、実質今の働き手に国民健康保険を負担させるような制度の仕組みをとっているということで、その負担の重みで被用者保険の保険組合も解散しているというのが近年の状況だと思っております。

そこで、議員がおっしゃっているとおり、国の負担を増やすことで保険制度を持続せよということでございますけれども、一方で、現在の国の財政状況を見ますと、借金の支払いが非常に多くなってきている状況でございます。ちなみに、過去5年間におきましての社会保障全体でいきましたら、当初予算ベースで3.9兆円増えていると。その他の予算につきましては0.2兆円しか増えていない状況で、社会保障費がますます増大しているというような状況で、一概に国に負担を求めるとなると、税制度の改革も行われておりますけれども、これが進まなければ、また国債などの発行で借金を増やすという形で、次世代への負担につけ回すというような状況になってくると思われます。

先ほど課長の答弁にもございましたとおり、まずは受益を受ける者が一

定程度の負担をすべきものだと、保険制度というのはそういう仕組みでございまして、そういう形で対応すべきものかなと思っております。自治体としてできることとしては、健康増進などで保険給付の総額を減少させていくことしかございませんので、大きな仕組みについては国のほうで対応していただくことをお願いしていきたいと思っております。

以上です。

議 長（石田三郎君） これをもちまして、総括質疑を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。ありがとうございます。

（午前 11 時 40 分 散会）

議 事 日 程

総務建設経済委員会

厚生委員会

総務建設経済委員会議事日程

平成 30 年 12 月 14 日(金) 午前 9 時 開議

- 日程第 1** 議案第 51 号 平成 30 年度川西町一般会計補正予算(第 5 回)について
- | | | | |
|----|-------------|------------|-------------|
| 歳出 | 款 2 . 総務費 | 項 1. 総務管理費 | P. 11 |
| | | 項 2. 徴税費 | P. 11 |
| | | 項 4. 選挙費 | P. 11~P. 12 |
| | 款 5 . 農商工業費 | 項 1. 農業費 | P. 13 |
| | | 項 2. 商工費 | P. 14 |
| | 款 6 . 土木費 | 項 2. 道路橋梁費 | P. 14 |
| | | 項 3. 都市計画費 | P. 14 |
| | 款 7 . 消防費 | 項 1. 消防費 | P. 14~P. 15 |
| | 款 8 . 教育費 | 項 1. 教育総務費 | P. 15 |
| | | 項 6. 社会教育費 | P. 15 |
| | | 項 7. 保健体育費 | P. 15 |
| | 款 10 . 諸支出金 | 項 1. 諸費 | P. 15 |
| 歳入 | 上記関係歳入 | | P. 8~P. 10 |
- 日程第 2** 議案第 55 号 平成 30 年度川西町水道事業会計補正予算(第 1 回)について
- 日程第 3** 議案第 56 号 平成 30 年度川西町下水道事業会計補正予算(第 2 回)について
- その他

閉会 11 時 3 分

出席委員

委員長	松本 史郎	副委員長	芝 和也
委員	森本 修司	委員	中嶋 正澄
委員	石田 三郎	委員	安井 知子
副議長	福西 広理		

説明のために出席した者

町 長	竹村 匡正
副町長	森田 政美
総務担当理事	西村 俊哉
総務課長	石田 知孝
総合政策課長	山口 尚亮
税務課長	西川 直明
債権管理課長	〃
事業課長	中川 辰也

教 育 長	嶋 健司
教委事務局長	奥 隆至
事務局主幹	深澤 達彦
会計管理者	福本 誠治

職務のために出席した者

議会事務局長	安井 洋次
議会事務局	松本 雅司

欠席委員及び職員

厚生委員会議事日程

平成 30 年 12 月 13 日(木) 午前 9 時 開議

日程第 1 議案第 51 号 平成 30 年度川西町一般会計補正予算(第 5 回)について

歳出 款 2 . 総務費 項 3 . 戸籍住民基本台帳費 P. 11

款 3 . 民生費 項 1 . 社会福祉費 P. 12~P. 13

項 2 . 児童福祉費 P. 13

款 4 衛生費 項 1 . 保健衛生費 P. 13

項 2 . 清掃費 P. 13

歳入 上記関係歳入 P. 8~P. 10

日程第 2 議案第 52 号 平成 30 年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第 3 議案第 53 号 平成 30 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について

日程第 4 議案第 54 号 平成 30 年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について

日程第 5 議案第 57 号 川西町子ども医療費助成条例の一部改正について

日程第 6 議案第 58 号 川西町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について

日程第 7 議案第 59 号 川西町心身障害者医療費助成条例の一部改正について

その他

閉会 9 時 2 1 分

出席委員

委員長	今村 榮一	副委員長	松村 定則
委員	大植 正	委員	伊藤 彰夫
委員	寺澤 秀和	委員	福西 広理
議長	石田 三郎		

説明のために出席した者

町長	竹村 匡正
副町長	森田 政美
総務担当理事	西村 俊哉
総務課長	石田 知孝
住民保険課長	大西 成弘
健康福祉課長	吉岡 秀樹
長寿介護課長	岡田 充弘
会計管理者	福本 誠治

職務のために出席した者

議会事務局長	安井 洋次
議会事務局	松本 雅司

欠席委員及び職員

平成 3 0 年川西町議会
第 4 回定例会会議録

(第 3 号)

平成 3 0 年 1 2 月 2 1 日

川西町議会第4回定例会（議事日程）

平成30年12月21日（金）午前10時00分再開

日程	議案番号	件名
第1		委員長報告 議案第51号～議案第59号 討論 採決
		(追加日程)
第2	議案第60号	平成30年度川西町一般会計補正予算(第6回)について
第3	議案第61号	平成30年度川西町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)について
第4	議案第62号	平成30年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3回)について
第5	議案第63号	平成30年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について
第6	議案第64号	平成30年度川西町水道事業会計補正予算(第2回)について
第7	議案第65号	平成30年度川西町下水道事業会計補正予算(第3回)について
第8	議案第66号	川西町議会議員の議員報酬等に関する条例並びに特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
第9	議案第67号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第10	議案第68号	山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更について

(午前10時00分 再開)

議長 (石田三郎君) これより平成30年川西町議会第4回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

日程第1、委員長報告を議題といたします。

去る10日の定例会において上程されました、日程第4、議案第51号、平成30年度川西町一般会計補正予算についてより、日程第12、議案第59号、川西町心身障害者医療費助成条例の一部改正についてまでの議案9件を一括議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (石田三郎君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、ただいまより、各委員会の審査の経過並びに結果について、順次委員長報告を求めます。

厚生委員長、今村榮一君。

厚生委員長 (今村榮一君) 議長の御指名をいただきましたので、厚生委員会を代表いたしまして委員長報告を行います。

当委員会は、去る平成30年12月10日の本会議において当委員会に付託されました各議案について、12月13日、全委員出席のもと開催し、当局から詳細な説明を受け、慎重に審議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、議案第51号、平成30年度川西町一般会計補正予算については、当局の説明どおり承認いたしました。

続いて、議案第52号、平成30年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第53号、平成30年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、議案第54号、平成30年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算についての補正予算3議案につきましても、当初の提案説明のとおり承認いたしました。

続いて、議案第57号、川西町子ども医療費助成条例の一部改正について、議案第58号、川西町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について、議案第59号、川西町心身障害者医療費助成条例の一部改正についての3本であります。

委員より、「今回の条例改正では、なぜ就学前の乳幼児だけが自動償還方式から現物給付方式へ変更となるのか」との質問に対し、当局より、「これまでは、福祉医療費を安易に現物給付化することは、緊急性のない軽症患者が病院の救急外来を自己都合で受診する行為、いわゆるコンビニ受診を助長させ、そのため医療費の増が顕著になるということで、奈良県では、医療費の抑制のため、自動償還方式としていた。しかし、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、地方公

共団体が独自に行う子ども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置について、全国の全ての市町村が未就学児に何らかの助成措置を実施している実態を踏まえ、国として各自治体の少子化対策の取り組みを支援する観点から、厚生労働省では省令等の一部を改正し、未就学児までを対象とする医療費助成については、市町村がこれを実施しても、平成30年4月から国保の国庫負担金の減額を行わないこととなった。このことを受け、平成29年度に、奈良県と市町村とが現物給付化への導入時期やレセプトを併用方式にするのかどうか等について協議を開始し、その結果、国保の国庫負担金の減額措置を受けない未就学児は現物給付化とすることとなり、開始時期については平成31年8月診療分からとすることで、市町村長の合意形成がなされた」との回答がありました。

続いて、委員より、各医療費助成のうち未就学児の対象者数と受診方法についての質問があり、当局より、「対象者は、受給者証の発送時点の8月では、子ども医療費助成は959人のうち368人、ひとり親家庭等医療費助成は164人のうち5人、心身障害者医療費助成では88人のうち対象者はなく、平成31年8月からの受給者証については、色は水色となり、6月に申請受け付けを行い、7月中旬に現物給付できる新たな受給者証を発送する」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第57号、川西町子ども医療費助成条例の一部改正について、議案第58号、川西町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について、議案第59号、川西町心身障害者医療費助成条例の一部改正についてを承認いたしました。

以上が、当委員会所管の議案に対してなされた質問及び回答であります。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されんことを望みまして、厚生委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（石田三郎君）　　続きまして、総務建設経済委員長、松本史郎君。

総務建設経済委員長（松本史郎君）　　議長の御指名をいただきましたので、総務建設経済委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

当委員会は、平成30年12月14日に開催し、12月10日の本会議において当委員会に付託されました各議案について、当局から詳細な説明を受け、慎重に審議いたしました。

まず、議案第44号、平成30年度川西町一般会計補正予算（第5回）についてであります。

委員より、「財産管理費の公用車購入について、有利な起債があったことによる財源更正となるが、これについて詳しく説明が欲しい」との質問があり、当局より、「当初、公用車については全て一般財源で賄うことを想定していたが、車の仕様を低公害車にすることにより、事業費の2

7%の交付税算入措置がある起債である地域活性化事業債を利用できることが判明し、町にとっても有利と判断したことによる財源更正である」との回答がありました。

また、委員より、「当初、ガソリン対応の車の購入を考えており、エコ対応の車にすることで財源が有利となるための変更ということであるが、町として環境対策という配慮はもともとなかったのか。また、町全体の方向性として、お金と環境対応の視点について町長はどう考えているのか」との質問に対し、当局より、「当初から環境対策という概念がなかったわけではなく、予算要求時には有利な財源がなかったこと、また、町長車であることから価格を抑えることを優先したためである。環境対応ということでは、の電力入札においては今年度より自然エネルギー対応に配慮する業者を選んでおり、極力環境に配慮した取り組みをしているところである。町としては、総合的にバランスを考えて取り組んでいきたいと考えている」との回答がありました。

次に、委員より、「時間外勤務手当の当初予算の試算方法及び今回の増額補正について説明願いたい。また、昨年度と比べた残業時間の増減及び残業手当の抑制のための取り組みについて聞きたい」との質問があり、当局より、「時間外勤務手当の増額補正については、効率的な業務の推進や職員の健康管理を図るため、1人当たり年間72時間を目標として当初予算に計上させていただいている。今回は、新たな業務、急な業務、早期退職者など、それぞれの要因によって影響が出たことによる増額補正ということであり、御理解願いたい。また、昨年度と比べた残業時間については、平成29年度は6,648時間で、平成30年度は6,432時間と見込んでおり、200時間余り削減となる見込みである。残業手当抑制の取り組みとしては、年1回、各課に業務内容などヒアリングを実施し、恒常的に行われている業務の必要性などを検討し、効率化を図っている」との回答がありました。

また、委員より、「AIやICTの活用による人件費の削減を考えていかなければならないと考えるが、町長はどのように思われるか」との質問があり、当局より、「現在のICTの状況については、職員一人一人へのパソコンの配付で残業総時間数の削減には一定の効果があるものと考えている。しかし、大幅な人件費削減につながる効果が現時点でどれだけ見込めるかわからない状況で、早急なAIなどの導入については考えていない。今後の動向を見て検討してまいりたいと思う」との回答がありました。

また、委員より、「残業手当が減らせないというのは、職員数が足りていないと考える。職員が採用できるくらいの補正額であること、また、残業手当は25%増となることから、残業手当で払うより職員を採用したほうがよいと考える。今後の職員採用計画の作成が必要ではないか。町長の意見はどうか」との質問があり、当局より、「川西町の全職員の年間残

業手当で約2名程度の職員が雇えると試算するが、これでは全課への職員配置はできない。また、各課の業務については多岐にわたっており、課をまたがった職員配置も難しいことから、職員数を増やすことで残業手当が減るといったことはないのではないかと考える。職員の意識改革で残業手当の削減を考えてほしいと考えている。毎年何人の方が退職されるかは年齢から想定できる。また、現在の各課の事業内容から必要な人員を検討するので、特に計画策定まで必要はないと思っている」との回答がありました。

次に、委員より、「役場の仕事は、型にはまった業務ではなく、残業はせざるを得ないと理解しており、また、一定の人手が必要だと常々考えている。町長の考えは、これまでどおり人手を増やさず、効率化を求めて少数制で頑張るといったことなのか」との質問があり、当局より、「これまでどおり効率化を求めて少数制でやっていきたい」との回答がありました。

次に、委員より、商工業振興費の土地開発公社での実施概要について質問があり、当局より、「造成事業を実施する場合、特別会計や公営企業会計の設置による会計運用の手法があるが、奈良県の御所工業団地の用地買収が奈良県土地開発公社で実施されたこと、宅地造成事業を新たに行う場合の総務副大臣通知があったこと、土地開発公社の主な業務が、企業などの誘致のために土地を民間から買い上げ、管理し、処分することであることから、本町の土地開発公社で実施したいと考えている」との回答がありました。

次に、委員より、「大臣通知に基づいて実施していくとの考えであるが、民間と開発公社の大きな違いについて」との質問があり、当局より、「民間開発事業者の場合は、事業費全額が事業者負担で実施される。しかし、土地所有者が町に売却希望されていること、また、町が企業選択できること等を考えると、土地開発公社で実施する手法が妥当と考える。また、公社で実施する場合は、用地購入などの資金準備に関して金融機関を利用することができる」との回答がありました。

続いて、委員より、今回の補正で実施される仕事の内容について質問があり、当局より、「町職員の造成事業を踏まえた財政諸表作成等の経験がないことから、用地買収費等の平成31年度予算編成、資金計画、日常経理に関する相談等の指導・助言を依頼する」との回答がありました。

次に、委員より、「同様の負担金を新年度予算でも計上されるのか」との質問があり、当局より、「計上したいと考えている」との回答がありました。

次に、委員より、「都市計画費、駅周辺整備の増額補正について、平成31年度実施予定事業を繰り上げて今年度実施する増額補正か。また、整備費全体の総事業費について」との質問があり、当局より、「今回の増額補正は、現在実施している今年度買収物件の再算定結果を反映させた増減

であり、町道結崎148号線新設道路の道路法線変更に伴う増額、駅東側広場用地買収費用の増額、用地物件買収予定年度の精査及び調整等、国庫補助決定額に必要な事業費を計上している。総事業費については、法線変更に伴う8,000万円の増額及び消費税増税並びに働き方改革に伴う人件費等の経費、資材の高騰等を見込んだ増額から、総事業費は28億円となっている」との回答がありました。

次に、委員より、「財政的に整備事業の推進は可能であるか」との質問があり、当局より、「現段階で公債費のうち交付税算入分、また県費の公債費補助分を除いた負担が約9億円である。これらの負担については、公債費に対する目的で積み立てた減債基金で賄っていく。その他の一般財源については、通常の一般財源だけでは困難であるので、駅周辺整備事業と工業ゾーン形成事業の財源となる土地開発基金、まちづくり基金の一部を活用し、一般財源に充当していくのが基本的な考えで、基金によってカバーしていきたいと考えている。通常事業費については、また、通常の税收の一部も事業費に活用していきたいと考えている」との回答がありました。

次に、委員より、「総事業費28億円が最大事業費と考えていいのか」との質問があり、当局より、「現計画では、資材、人件費の増により、事業費が増額となっている。当初計画では工事費のみを計上し、委託費は計上していなかったため増額となった。うち4億円は町道結崎線の改修事業費を含んでいるが、当該事業については駅周辺整備事業と切り離して審議いただきたい。道路法線の変更についても特別委員会で審議をお願いし、事業を進めていくか検討いただきたい」との回答がありました。

次に、委員より、「事業規模、最大事業費を決定して事業を進めるのか」との質問があり、当局より、「今示している事業規模と事業費が最大と考え、それ以上の増額には御審議をいただきながら事業を進めていきたいと考えている」との回答がありました。

次に、委員より、「経済諸事情により事業費が増加した場合、事業を縮小するのか。また、総事業費最大額を超えない手だてとしての考えについて」との質問があり、当局より、「全体計画の事業については、4年間の補助金措置期間で対応したいと考える。また、残事業については、総事業費の中で優先順位をつけながら検討していきたい」との回答がありました。

次に、委員より、「中学校新1年生に対する就学援助費の支給について、式申会計ではなく各町から支給することになったのか。また、中学校新1年生に対する制服の支給についてはどのように考えているのか」との質問があり、当局より、「入学前の3月時点で支給することから、式下中学校の生徒ではないこと、また、他の中学校に進学する可能性もあることから、両町の事務局打ち合わせの上、各町で支給することとした。制服の支給については、組合立の中学校であり、両町の足並みをそろえる必要がある。今後の検討事項にはなるが、現在の大きな課題である空調設備の導入、特

別な支援を必要とする生徒の数も増えていることから、まずは環境づくりをしっかりと対応していきたい」との回答がありました。

次に、委員より、「中央体育館や小学校の体育館を指定避難所として考えていくなれば、空調設備を整備していく必要があるのでは」との質問があり、当局より、「空調設備については、一時避難所の武道場のみの整備を考えている。空間が広い体育館を整備するとなると、規模が大きくなり、稼働見込みからの費用対効果を考えたときに、過度の投資となることが考えられる。このことから、現時点での整備は考えていない」との回答がありました。

次に、委員より、「唐院運動公園内のゲートボール場改修について、硬式テニスにも対応できるような設備にしてはどうか」との質問があり、当局より、「体育施設については、現在、川西スポーツクラブを指定管理者としていることから、今後、利用ニーズ調査した上で、改修するかどうかを指定管理者側と協議し、検討してまいりたい」との回答がありました。

次に、委員より、水道事業の一般会計出資債について質問があり、当局より、「今回の出資債については、水道事業が行う石綿管・老朽管の更新に対して一般会計から繰り出すことができ、その財源として適用できる起債である。この起債の償還については一般会計で行うことになるが、財源措置として交付税算入となるものである」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第51号、平成30年川西町一般会計補正予算（第5回）については、提案どおり承認いたしました。

次に、議案第55号、平成30年度川西町水道事業会計補正予算についてであります。

委員より、「今回の補正では、収益的支出で漏水等による還付、資本的収入では石綿管の布設替え工事に係る財源を一般会計から工事負担金として繰り入れとなっているが、漏水等の還付には、配水管の接続間違いによる料金の二重請求による還付及びメーターの取り付け間違いによる誤請求による還付が含まれている。また、工事負担金の繰り入れについては、当初予算において財政当局との調整不備により、予算上の支出に対する収入が不足したと聞いているが、ヒューマンエラーと認識してよいか。また、そのことが起こる背景として、内部で何か問題を抱えていることがあるのか」との質問があり、当局より、「内部での問題はない。人為的なミスが重なったことによるもの」との回答がありました。

次に、委員より、「人為的なミスであるならば、再発防止策はどのようにするのか」との質問があり、当局より、「従来、メーターのつけかえは、各戸に対しメーター番号を割り振り、それを請負業者に渡し、施工していた。今回発覚したメーターの取り付け間違いは、敷地外に2件のメーターが並んでいたことによる取り付け間違いであるので、そのような不明確な場所については写真により確認していく」との回答がありました。

次に、委員より、「個別にメーターが決まっており、不明確なところの数は少ないと思われるので、確実に水道事業所の責任において確認し、万全を期していただきたい。また、今回のメーター取り付け間違いを起こした業者の対応についてはどのようにするのか」との質問があり、当局より、「事象の発生が平成21年ということもあり、責任を問うことが難しいが、指導は行う」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第55号、平成30年度川西町水道事業会計補正予算については、提案どおり承認いたしました。

議案第56号、平成30年度川西町下水道事業会計補正予算については、提案どおり承認いたしました。

以上が、当委員会に付託されました各議案の審議の結果でございます。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されんことを望みまして、総務建設経済委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

議長（石田三郎君） 以上で各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（石田三郎君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

11番 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 11番 芝和也です。今般上程の議案第51号から議案第59号までの補正予算案6本、条例案3本に対する討論を行います。

態度表明は、いずれも賛成の立場からのものであります。

全般にわたっては、時間外手当に関して、残業状況からして当初見込みを超えることからの人件費補正であります。審議の過程でも、効率的な業務の推進やコスト改善に向けた手段の検討、また、恒常的に発生する原因があるならば、職員の配置や人員増の問題等々の議論が交わされました。役場の仕事は、ものづくりの現場とは仕事の中身が違いますし、住民に寄り添い、その意を酌み上げる取り組みにはそれ相応の時間も必要となることから、残業ゼロ時間となるような運営はそもそも無理がありますので、効率的に努めることはそのとおりであります。マンパワーは欠かせませんから、職員規模の小さい役所になればなるほど、おのずと効率性が損なわれることは仕方ありません。

これらを踏まえて、必要な人員はきちんと配置をし、その分の人件費の

確保に努めながらも、住民との距離の近さ等々、本町ならではの特徴を生かした取り組みに努められんことを求めるものであります。

また、駅前と工業団地の整備に向けた取り組みですが、その動きがこれからはいよいよ目に見えた形で進められる時期となります。工業団地は、税込と雇用の創出につながってこそその取り組みですので、ここで投資の焦げつきを生むようなことがあっては、何をしているかわかりません。町長もそこは十分な見通しを持って臨まれていると存じますが、交渉にたけている民間とのかかわりになりますので、十分な準備に留意いただきますようお願いをいたします。

駅前のほうのコストも乱高下していますが、おおむね上限は30億円という目安が審議を通じて示されました。そのうち、町が起債で負う割合が一定部分を占めることから、将来の財政運営が弾力的に進められるよう、最善の見通しを持って取り組まれんことを求めるものであります。

また、就学児童に対する手当も、さきに実施の小学校に加えて、中学校においても入学前に必要な援助措置を実施するべく取り組まれることとなりました。同様に、中学校における制服の手だてや、議論の渦中にありますが、給食費の援助制度等々、解決を求められる課題が山積していますので、それぞれの解決に向けての取り組みを改めて求めるものであります。

また、緊急防災・減災事業債を充てて体育館の一部整備が進められていますが、今夏、列島全体を襲った一連の災害から、避難所における空調整備もその必要性は現実的な課題となってきました。財政出動の見きわめも当然必要になってきますが、そこは開発整備同様に、避けて通ることのできない問題であります。ぜひ財政計画も含め、具体化に向けた手だてを講じられんことを引き続き求めるものであります。

また、水道会計でのメーターの設置ミスから生じた料金収集の間違い事案が判明していますが、再発防止に向けた取り組みはもちろんです。こうしたヒューマンエラー的な問題は必ず生じますので、この辺、チェック体制の強化等、入念に検証されんことを求めるものであります。

これら一連の予算補正を通じた取り組みが、より一層住民生活を支え、意に沿い、願いに応える、身近で役立つ町政として発展することを願うものであります。

あと、条例改定につきましては、懸案の子育て支援策の拡充として、来年8月から、就学前に限られますが、子ども医療費の現物給付化に向けた整備であります。この分野での手だてはさまざまに求められるところでもありますし、この取り組みは自治体施策で実施しているものであります。今日では全国全ての自治体で実施するに至っている状況からして、国の取り組みとして求められている問題にほかなりません。医療費の妊婦加算の問題も、一旦凍結するまでに事態が動いていますので、こうした支援策の対象範囲の拡充は時代の流れにほかなりません。

これらを踏まえ、本町での役立つ取り組みの創設に向け、鋭意検討されんことを改めて求めまして、今般上程の全9議案に対する賛成の立場からの討論を終わります。

議 長（石田三郎君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（石田三郎君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第51号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（石田三郎君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

議案第52号から議案第56号までを一括採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（石田三郎君） 異議なしと認め、一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第52号から議案第56号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（石田三郎君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第57号から議案第59号までを一括採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（石田三郎君） 異議なしと認め、一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第57号から議案第59号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（石田三郎君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第22条の規定により、議案第60号、平成30年度川西町一般会計補正予算について、議案第61号、平成30年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第62号、平成30年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、議案第63号、平成30年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第64号、平成30年

度川西町水道事業会計補正予算について、議案第65号、平成30年度川西町下水道事業会計補正予算について、議案第66号、川西町議会議員の議員報酬等に関する条例並びに特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第67号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第68号、山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更についての9議案を追加議案といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石田三郎君) 異議なしと認め、日程第2から日程第10を追加し、議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町議長(竹村匡正君) それでは、今議会に追加して審議をお願いいたします議案の提案要旨について御説明いたします。

議案第60号、平成30年度川西町一般会計補正予算について、議案第61号、平成30年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第62号、平成30年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、議案第63号、平成30年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第64号、平成30年度川西町水道事業会計補正予算について、議案第65号、平成30年度川西町下水道事業会計補正予算について、議案第66号、川西町議会議員の議員報酬等に関する条例並びに特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第67号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第68号、山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更についての9議案につきまして、一括して御説明申し上げます。

このうち、議案第60号から67号までの8議案につきましては、主に公務員と民間の給与との均衡を目的とした人事院勧告に基づく給与改定による人件費の増額補正及び条例改正でございます。

11月28日に国家公務員に係る給与法の改正が可決成立したため、今議会に追加提案させていただきました。

給与の改定内容についてですが、主なものとして、一般職の職員の月例給を、若年層は1,000円程度、若年層以外は400円程度引き上げ、本年4月にさかのぼって改定するものでございます。

また、賞与の支給月数につきましても、議会議員、特別職及び一般職ともに、平成30年度12月期分について0.05カ月分引き上げ、平成31年度については6月・12月期の支給月数を均等化する改定となります。

これらの給与改定によりまして、議会議員、特別職、一般職の給与に関する条例を改正し、一般及び特別会計、水道事業会計、下水道事業会計において人件費の増額をお願いするものですが、この人件費の増額以外に、

現在の職員配置状況等による年間執行見込額に基づく人件費の増額または減額もあわせてお願いするものであります。

以上によりまして、一般会計につきましては381万7,000円の増額、国民健康保険特別会計につきましては30万3,000円の増額、介護保険事業勘定特別会計につきましては52万円の増額、後期高齢者医療特別会計につきましては28万3,000円の増額、水道事業会計につきましては78万2,000円の増額、下水道事業会計につきましては24万8,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、議案第68号、山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更についてでございます。

2枚目の「規約の概要」をお開き願います。

規約の変更の内容としましては、資源ごみに関する事務に山添村を新たに追加することに伴うもので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

説明は以上でございます。何とぞよろしく審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長（石田三郎君） 町長の説明が終わりましたので、ただいまより審議に入ります。

議案第60号から議案第68号について、質疑ございませんか。

11番 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 11番 芝和也です。それでは、今追加上程されました議案に対しまして、若干の質疑を行います。

人勧に準拠しての職員の給与改定並びにボーナス等の支給月数の引き上げということであります。それに準じて特別職のほうも期末手当を同月、0.05カ月引き上げる、こういう提案がなされているところであります。特別職のほうは現行の年間3.3カ月から3.35カ月と、こういうふうに0.05カ月上がることとなります。賞与部分の全体の影響額ということと言いますと、400万円強というふうに聞いておりますが、このうち町三役が32万円、我々議員が22万5,000円と、こういう状況のようであります。

去年も同時期に同じ率でこの改定が行われていまして、そこでもお聞きをしていますが、一般職はともかく、特別職の引き上げは必要か否かということではありますが、町長御自身、この特別職の引き上げについては必要とお考えなのか否か、御所見をお聞かせいただきたいと存じます。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 今回、国の人勧につきましては、一般職も含め、特別職も給与の改定の勧告がなされているわけでありまして、従前から申し上げておりますとおり、人勧に基づいて給与改定を行うということから、分けることなく、同じように改定をさせていただきたいと思

っております。

以上です。

議 長（石田三郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 人勸準拠ということで、上がる場合も下がる場合も、それはそれで、それを基準として実施をするということはずっとやられてきている問題でありますし、それは一つの基準ということで、私もさように思っております。

ただ、特別職の賞与に關してでありますけれども、今般、勤勉手当が0.05カ月というのが一般職職員ということですが、特別職の場合は勤勉手当はありませんし、期末手当を支給するということになっています。その率を人勸に準拠して、今までから、同率、特別職のほうの率も充ててきた、こういう流れの中で行われていることではあります。世間の年収状況を見ますと、税務課で調べてもらいましたところ、本町住民の年収は、平均322万円という状況であるようであります。

国税庁のホームページに、29年分の民間給与実態統計調査というのが出ていまして、これによります平均給与は、432万2,000円というふうに国税庁の調べでは発表しております。ですから、我々議員の年収とほぼ同額ということになります。

これらからしますと、本町三役の年収は、町長が1,400万円、副町長1,200万円、教育長1,000万円というレベルでありますので、特別職の賞与について同様の率で上げる必要があるのかという問題は、従前から疑問があるところであります。

しかも、人勸は、一般職公務員は労働基本権を一部制約されている部分がありますので、それを補完すべく人事院が勧告を出すということでもありますので、我々特別職はそれに便乗する必要は全くないと思いますし、住民の皆さんを取り巻く現下の経済状況からしても、その辺のところ、基準として準拠する、それを充てるといっていいれば、それはそれで基準でありますから、上がる時も下がる時も、そういうことは起こるんですけれども、それとは別に、特別職の場合は、今言いましたような諸般の状況からしても、そこに準拠するということではなく、賞与に關しては独自の手だてを打っていてもいいのではないかと、こう思っているところであります。重ねてその辺についての町長の御所見をお伺いいたします。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） あくまで人勸に準拠することなんですけれども、今おっしゃっているのは、上がる時は準拠しなくていいのではないかと、下がる時はどうするんだと。やはりここには価値判断を入れず、あくまで人勸に準拠することのほうがいいのではないかと私は考えておるところでございますので、その辺、御理解願いたいと思っております。

以上です。（芝和也君「特別職の賞与に関しての話です」と呼ぶ）
賞与に関しても同じでございます。
以上です。

議 長（石田三郎君） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（石田三郎君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより
討論に入ります。

討論ありませんか。

1 1 番 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） 1 1 番 芝和也です。それでは、追加上程されました議案第60号から68号までの予算案が6本、条例案が2本、規約の改正・変更案が1本、合計9議案に対する討論を行います。

態度表明としましては、60号の平成30年度川西町一般会計補正予算（第6回）について及び66号の川西町議会議員の議員報酬等に関する条例並びに特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての2本には反対をし、ほかは賛成をするものであります。

質疑でも若干触れましたが、現下の経済状況からしても、世間の平均年収からしても、本町特別職のものが著しく年収ベースで収入が低いなどという状況には全くありません。ある種の基準として、公務員の人勧に準拠する形で、その率等が改定された折には、それに準じて同様の率を採用する形にしてきていることからの流れの中にはありますが、特別職においてこの率にさかかったからといって問題は特に生じませんし、基本的に我々の報酬は、審議会等の第三者機関において決められるものでありますので、自分で自分の収入を動かすことは、世間的にも不自然に映るものと存じます。

また、影響額としては、町予算全体からしますと決して大きいものではありませんが、期末手当の率を改定しなければ、与えられている職責を果たすのに支障が生じるということも、これまたありませんし、やるべきは、住民の皆さんが置かれている状況を改善し、国は好景気が過去2番目の長さになったとしていますが、ならば、誰もがそれを実感できる状態にすることこそ政治の務めにほかなりません。それを果たすのが我々の務めでありますので、先憂後楽ではありませんが、まずは状況を改善し、みんなが実感した後に、我々特別職の収入については考えたらよいものと存じます。

60号の予算案には一般職の職員分が含まれておりまして、これらは賛成であります。特別職の分も計上されておりますので、予算全体については、60号には反対ということをお願いしまして、今般の特別職の期末手当の改定に関連する議案第60号、平成30年度川西町一般会計補正予算並びに議案第66号、川西町議会議員の議員報酬等に関する条例並びに特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正につい

ては反対することを表明し、討論を終わります。

議長（石田三郎君） ほかに討論ありませんか。

4番 伊藤彰夫君。

4番議員（伊藤彰夫君） 追加議案第60号から68号について、態度表明は全て賛成の立場から討論いたします。

この追加議案の人事院勧告による一般会計及び特別会計補正予算案の6議案及び給与条例の改正の2議案については、従来から人事院勧告に準拠し、上がった場合も下がったときも、一般職員の給与条例改正を行ってまいりました。議員報酬も特別職の給与も、同じ公務員として一般職に準じて同等に改正されてきた経緯があり、今回に関しましても当然の措置であると私は考えます。

また、議案第68号の広域環境衛生組合規約の変更についても問題はなく、よって、追加議案の9議案全てに賛成いたします。

以上です。

議長（石田三郎君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（石田三郎君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第60号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（石田三郎君） 賛成成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第61号から議案第65号までを一括採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石田三郎君） 異議なしと認め、一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第61号から議案第65号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（石田三郎君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第66号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（石田三郎君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第 67 号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長 (石田三郎君) 賛成全員により、本各案件は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第 68 号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長 (石田三郎君) 賛成全員により、本各案件は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案については、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

総務建設経済委員会、厚生委員会及び議会運営委員会並びに駅周辺整備特別委員会、工業ゾーン創出特別委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、地方自治法の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審議したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (石田三郎君) 異議なしと認め、閉会中においても常任委員会及び特別委員会を開催できることと決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

議員各位には、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提案されました諸議案につきまして慎重に御審議賜り、かつ議会運営に御理解、御協力をいただきましたことに対し、議長として厚くお礼申し上げる次第でございます。

また、町長を初め理事者各位におかれましても、審議の間、常に真摯な態度をもって御協力いただき、その御苦勞に対してまして厚くお礼を申し上げます。また、可決いたしました各議案につきましても、町民の声として十分に尊重いただき、適切なる運用をもって進められ、町政の発展のために一層の努力をいたされんことをお願い申し上げます。

さて、本年も残すところわずかとなり、寒さもひとしお身にしみる頃となりました。皆様におかれましては、お体を御自愛くださいまして、輝かしい新春を迎えられますようお祈りいたしますとともに、公人として節度をもって行動されんことを願ひまして、簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

それでは、閉会に当たりまして、町長より閉会の挨拶を受けることにいたします。

町長。

町 長 (竹村匡正君) 平成 30 年川西町議会第 4 回定例会の閉会に当たり、

一言御礼を申し上げます。

本議会に提出いたしました各議案につきまして慎重に御審議を賜り、全議案につきまして議決いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

審議を通じ議員各位から賜りました御意見、御指摘を真摯に受けとめまして、今後の町政運営に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。

今年も残すところ10日余りとなりました。年末に向かひまして、寒さも一段と厳しさを増す時期でもあります。議員各位におかれましては、どうか健康に御留意いただき、御健勝で、よい新年をお迎えいただきますよう御祈念申し上げまして、閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議 長（石田三郎君） これをもちまして、平成30年川西町議会第4回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午前11時00分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年12月21日

川西町議会
議長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
議案第 51 号	平成 30 年度川西町一般会計補正予算(第 5 回)について	12 月 21 日	原案可決
議案第 52 号	平成 30 年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について	12 月 21 日	原案可決
議案第 53 号	平成 30 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について	12 月 21 日	原案可決
議案第 54 号	平成 30 年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について	12 月 21 日	原案可決
議案第 55 号	平成 30 年度川西町水道事業会計補正予算(第 1 回)について	12 月 21 日	原案可決
議案第 56 号	平成 30 年度川西町下水道事業会計補正予算(第 2 回)について	12 月 21 日	原案可決
議案第 57 号	川西町子ども医療費助成条例の一部改正について	12 月 21 日	原案可決
議案第 58 号	川西町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について	12 月 21 日	原案可決
議案第 59 号	川西町心身障害者医療費助成条例の一部改正について	12 月 21 日	原案可決
議案第 60 号	平成 30 年度川西町一般会計補正予算(第 6 回)について	12 月 21 日	原案可決
議案第 61 号	平成 30 年度川西町水道事業会計補正予算(第 3 回)について	12 月 21 日	原案可決
議案第 62 号	平成 30 年度川西町下水道事業会計補正予算(第 3 回)について	12 月 21 日	原案可決
議案第 63 号	平成 30 年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 回)について	12 月 21 日	原案可決
議案第 64 号	平成 30 年度川西町水道事業会計補正予算(第 2 回)について	12 月 21 日	原案可決
議案第 65 号	平成 30 年度川西町下水道事業会計補正予算(第 3 回)について	12 月 21 日	原案可決
議案第 66 号	川西町議会議員の議員報酬等に関する条例並びに特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	12 月 21 日	原案可決
議案第 67 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	12 月 21 日	原案可決
議案第 68 号	山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更について	12 月 21 日	原案可決
同意第 7 号	川西町教育委員会委員の任命について	12 月 10 日	原案同意